組織規程

平成１５年１０月　１日　規程第１５－　３号
改正　平成１６年　１月　５日　規程第１６－　５号
改正　平成１６年　３月２６日　規程第１６－２１号
改正　平成１６年　８月　９日　規程第１６－４３号
改正　平成１６年　９月３０日　規程第１６－４９号
改正　平成１７年　３月１４日　規程第１７－　７号
改正　平成１７年　３月１８日　規程第１７－１１号
改正　平成１７年　３月３１日　規程第１７－３１号
改正　平成１７年　４月　５日　規程第１７－３５号
改正　平成１７年　４月２５日　規程第１７－３７号
改正　平成１７年　６月３０日　規程第１７－６４号
改正　平成１７年　９月１２日　規程第１７－９４号
改正　平成１７年　９月２８日　規程第１７－９５号
改正　平成１７年１０月　４日規程第１７－１３６号
改正　平成１７年１１月１７日規程第１７－１４１号
改正　平成１８年　３月　９日　規程第１８－　５号
改正　平成１８年　３月２３日　規程第１８－　８号
改正　平成１８年　３月２７日　規程第１８－　９号
改正　平成１８年　４月　６日　規程第１８－２３号
改正　平成１８年　６月　２日　規程第１８－３４号
改正　平成１８年　６月１５日　規程第１８－３９号
改正　平成１８年　９月２２日　規程第１８－５２号
改正　平成１８年１２月２６日　規程第１８－６４号
改正　平成１９年　３月３０日　規程第１９－１０号
改正　平成１９年　４月２０日　規程第１９－２６号
改正　平成１９年　６月１５日　規程第１９－４６号
改正　平成１９年　７月１９日　規程第１９－５３号
改正　平成１９年　７月３０日　規程第１９－５８号
改正　平成１９年　８月２３日　規程第１９－６７号
改正　平成１９年　９月２１日　規程第１９－７７号
改正　平成１９年１２月２１日　規程第１９－８９号
改正　平成２０年　２月１４日　規程第２０－　２号
改正　平成２０年　３月２７日　規程第２０－２２号
改正　平成２０年　６月２７日　規程第２０－６４号
改正　平成２０年　９月２９日　規程第２０－７３号
改正　平成２０年１０月２７日　規程第２０－７９号
改正　平成２０年１１月　５日　規程第２０－８５号
改正　平成２０年１２月２５日　規程第２０－９４号
改正　平成２１年　２月１８日　規程第２１－　４号
改正　平成２１年　６月　１日　規程第２１－１９号

改正　平成２１年　６月　５日　規程第２１－２４号
改正　平成２１年　７月２７日　規程第２１－３０号
改正　平成２１年　９月２８日　規程第２１－３５号
改正　平成２２年　２月１０日　規程第２２－　３号
改正　平成２２年　７月２９日　規程第２２－４２号
改正　平成２２年１０月２７日　規程第２２－４６号
改正　平成２２年１１月１８日　規程第２２－４９号
改正　平成２３年　２月１４日　規程第２３－　２号
改正　平成２３年　３月　７日　規程第２３－　５号
改正　平成２３年　３月２２日　規程第２３－　８号
改正　平成２３年　３月３０日　規程第２３－１３号
改正　平成２３年　４月１８日　規程第２３－２５号
改正　平成２３年　６月２８日　規程第２３－３３号
改正　平成２３年　７月１９日　規程第２３－３８号
改正　平成２３年　７月２９日　規程第２３－４０号
改正　平成２３年　９月　９日　規程第２３－４４号
改正　平成２４年　１月１８日　規程第２４－　３号
改正　平成２４年　２月１４日　規程第２４－　５号
改正　平成２４年　４月２４日　規程第２４－１９号
改正　平成２４年　５月２４日　規程第２４－２２号
改正　平成２４年　８月　３日　規程第２４－３６号
改正　平成２４年　８月２４日　規程第２４－４０号
改正　平成２４年１０月２９日　規程第２４－４７号
改正　平成２４年１１月１５日　規程第２４－５１号
改正　平成２４年１２月２６日　規程第２４－５５号
改正　平成２５年　２月１３日　規程第２５－　４号
改正　平成２５年　２月１５日　規程第２５－　６号
改正　平成２５年　３月１１日　規程第２５－　９号
改正　平成２５年　５月２０日　規程第２５－３６号
改正　平成２５年１０月２８日　規程第２５－５１号
改正　平成２６年　３月２４日　規程第２６－１３号
改正　平成２６年　９月１７日　規程第２６－３７号
改正　平成２６年１２月１９日　規程第２６－５４号
改正　平成２７年　１月　５日　規程第２７－　１号
改正　平成２７年　３月１２日　規程第２７－　８号
改正　平成２７年　３月３１日　規程第２７－２０号
改正　平成２７年　５月２５日　規程第２７－４０号
改正　平成２７年５月２７日　規程第２７－４３号
改正　平成２７年　６月３０日　規程第２７－４８号
改正　平成２７年　７月２８日　規程第２７－５７号
改正　平成２７年　９月　４日　規程第２７－６８号
改正　平成２７年１０月２７日　規程第２７－８２号

改正：平成２７年１１月３０日　規程第２７－８７号
改正：平成２７年１２月２４日　規程第２７－９２号
改正：平成２８年　３月２２日　規程第２８－１６号
改正：平成２８年６月２３日　規程第２８－４１号
改正：平成２８年８月５日　規程第２８－５０号
改正：平成２８年１０月１１日　規程第２８－７０号
改正：平成２８年１０月１９日　規程第２８－７１号
改正：平成３０年　３月２６日　規程第３０－１０号
改正：平成３０年　３月３０日　規程第３０－２２号
改正：平成３０年５月７日　規程第３０－３３号
改正：平成３０年５月２８日　規程第３０－３７号
改正：平成３０年６月２６日　規程第３０－４４号
改正：平成３０年７月１７日　規程第３０－６０号
改正：平成３０年８月１５日　規程第３０－７６号
改正：平成３０年９月１８日　規程第３０－７８号
改正：平成３０年１１月１２日　規程第３０－８５号
改正：平成３０年１２月１８日　規程第３０－１００号
改正：平成３１年１月２５日　規程第３１－３号
改正：平成３１年３月４日　規程第３１－　８号
改正：平成３１年３月１８日　規程第３１－１５号
改正：平成３１年３月２９日　規程第３１－３１号
改正：平成３１年４月２５日　規程第３１－４１号
改正：令和元年　５月２８日　規程令和第　１－　２号
改正：令和元年　６月６日　規程令和第　１－　４号
改正：令和元年　９月１８日　規程令和第　１－１５号
改正：令和元年　１１月２８日　規程令和第１－２６号
改正：令和元年１２月２４日　規程令和第１－２９号
改正：令和２年１月２４日　規程令和第２－　３号
改正：令和２年２月１２日　規程令和第２－　６号
改正：令和２年３月３０日　規程令和第２－２６号
改正：令和２年５月２８日　規程令和第２－３１号
改正：令和２年６月２６日　規程令和第２－３３号
改正：令和２年１２月２５日　規程令和第２－６６号
改正：令和３年３月１７日　規程令和第３－１４号
改正：令和３年４月２３日　規程令和第３－２８号
改正：令和３年５月２８日　規程令和第３－２９号
改正：令和３年６月２４日　規程令和第３－３８号
改正：令和３年９月１５日　規程令和第３－５７号
改正：令和３年１０月２９日　規程令和第３－６５号
改正：令和３年１２月２３日　規程令和第３－７５号
改正：令和４年１月２７日　規程令和第４－　２号
改正：令和４年２月２４日　規程令和第４－１０号

改正：令和４年３月２４日　規程令和第４－１５号
改正：令和４年５月３０日　規程令和第４－３７号
改正：令和４年６月２４日　規程令和第４―４５号
改正：令和４年７月２７日　規程令和第４―４９号
改正：令和４年８月１日　規程令和第４―５０号
改正：令和４年８月１日　規程令和第４―５１号
改正：令和４年９月２９日　規程令和第４―６６号
改正：令和４年１０月１７日　規程令和第４―７３号
改正：令和５年３月２７日　規程令和第５―　９号
改正：令和５年４月１７日　規程令和第５―１５号
改正：令和５年５月３０日　規程令和第５―２１号
改正：令和５年６月２２日　規程令和第５―２３号
改正：令和５年７月２０日　規程令和第５―２８号
改正：令和５年８月２３日　規程令和第５―３９号
改正：令和５年９月２２日　規程令和第５―４０号
改正：令和５年１０月２６日　規程令和第５―４６号
改正：令和５年１１月２１日　規程令和第５―５３号
改正：令和５年１２月１３日　規程令和第５―５４号
改正：令和６年１月３０日　規程令和第６―２号
改正：令和６年２月２６日　規程令和第６―４号
改正：令和６年３月１８日　規程令和第６―１５号
改正：令和６年５月３０日　規程令和第６―２４号
改正：令和６年６月１７日　規程令和第６―２６号
改正：令和６年６月２５日　規程令和第６―３４号
改正：令和６年７月１２日　規程令和第６―４５号
改正：令和６年８月２７日　規程令和第６―５２号
改正：令和６年９月１２日　規程令和第６―５６号
改正：令和６年１０月１５日　規程令和第６―６９号
改正：令和６年１２月２３日　規程令和第６－７５号
改正：令和７年２月２５日　規程令和第７－　２号
改正：令和７年３月２８日　規程令和第７－２１号
改正：令和７年４月２５日　規程令和第７－２５号
改正：令和７年５月１６日　規程令和第７－２９号
改正：令和７年７月４日　規程令和第７－３８号
改正：令和７年８月２５日　規程令和第７－４６号
改正：令和７年１０月３１日　規程令和第７－５７号
改正：令和８年１月３０日　規程令和第８－９号
改正：令和８年３月２４日　規程令和第８－１７号
改正：令和８年８月２７日　規程令和第８－３７号
改正：令和８年１０月３０日　規程令和第８－５１号

目次

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下、「機構」という。）の業務運営に係る実施責任者、組織及び業務について定めることを目的とする。

（定義）

第１条の２　この規程における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

⑴「機構プロジェクト」、「研究開発プロジェクト」及び「部門内プロジェクト」とは、プロジェクトマネジメント規程（規程第 19-29 号）に定めるものをいう。

⑵「プロジェクト」とは、機構プロジェクト及び研究開発プロジェクトをいう。

⑶「プロジェクト等」とは、プロジェクト及び部門内プロジェクトをいう。

第２章　経営

（副理事長及び理事が担当する業務）

第２条　副理事長及び理事は、理事長を補佐して、機構の経営にあたるとともに、理事長が別に定めるところによりそれぞれの組織を所管する。

（理事会議）

第３条　機構に、業務運営の基本的な方針、業務の実施に関する重要事項及びその他重要な意思決定を要する事項について審議するため、理事会議を置く。

２　理事会議の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（宇宙科学評議会）

第４条　機構に、宇宙科学研究所長の候補者を選考し理事長に推薦する宇宙科学評議会を置く。

２　理事長は、必要に応じ、宇宙科学関連業務に関して、宇宙科学評議会に助言を求めることができる。

３　宇宙科学評議会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第３章　組織

第１節　監事補助組織

（監事室）

第５条　機構に監事室を置く。

第２節　一般管理組織

（一般管理組織）

第６条　機構に、経営を支援し、機構全体の業務を管理するため、次の組織を置く。

経営企画部

評価・監査部

ワーク・ライフ変革推進室
総務部
人事部
財務部
調達部

第３節　事業組織

（事業実施組織）
第７条　機構に、宇宙航空に係る研究開発等業務を行うため、次の組織を置く。
宇宙輸送技術部門
第一宇宙技術部門
有人宇宙技術部門
宇宙科学研究所
航空技術部門
研究開発部門

２　前項に規定する組織に、各組織の業務を管理・推進するため、次の組織を置く。
宇宙輸送技術部門事業推進部
第一宇宙技術部門事業推進部
有人宇宙技術部門事業推進部
宇宙科学研究所科学推進部
航空技術部門事業推進部
研究開発部門研究推進部

３　機構に、国際宇宙探査に係る業務を行うため、次の組織を置く。
国際宇宙探査センター

４　前 3 項のほか、機構に次の組織を置く。
宇宙探査イノベーションハブ
筑波宇宙センター管理部

（事業共通組織）
第８条　機構に、研究開発業務に共通に必要となる業務を行うため、次の組織を置く。
広報部
調査国際部
新事業促進部
チーフエンジニア室
セキュリティ・情報化推進部
安全・信頼性推進部
施設部
周波数管理室

追跡ネットワーク技術センター
環境試験技術ユニット

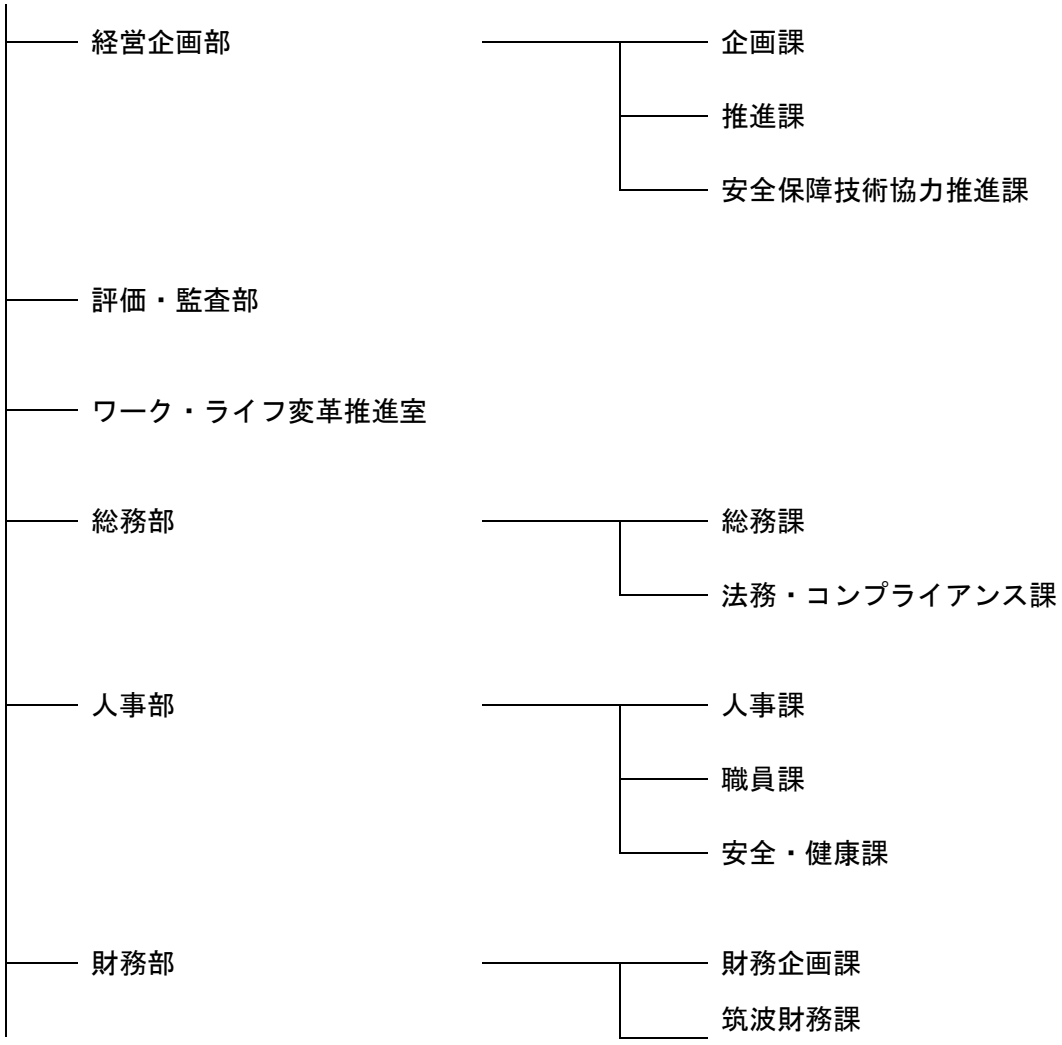
（その他）
第９条　機構に、第７条及び第８条のほか、宇宙教育推進室を置く。

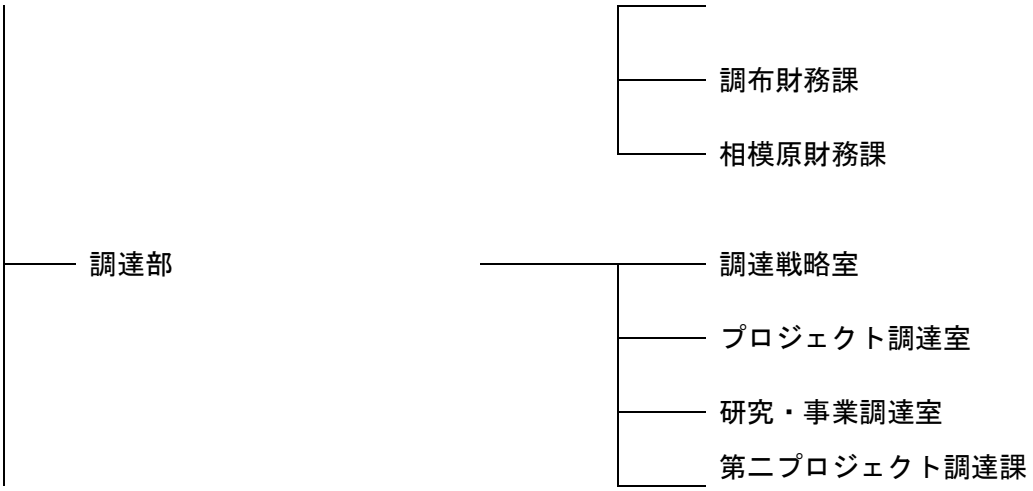
（基金事業組織）
第９条の 2　機構に、第 173 条の３に定める基金事業を行うものとして、宇宙戦略基金事業部を置く。

（受託事業組織）
第 10 条　機構に、専ら受託事業を行うものとして、第二宇宙技術部門を置き、その組織は別に定める。

第４節　一般管理組織における業務執行体制

（一般管理組織における業務執行体制）
第 11 条　一般管理組織における業務執行体制は次のとおり。

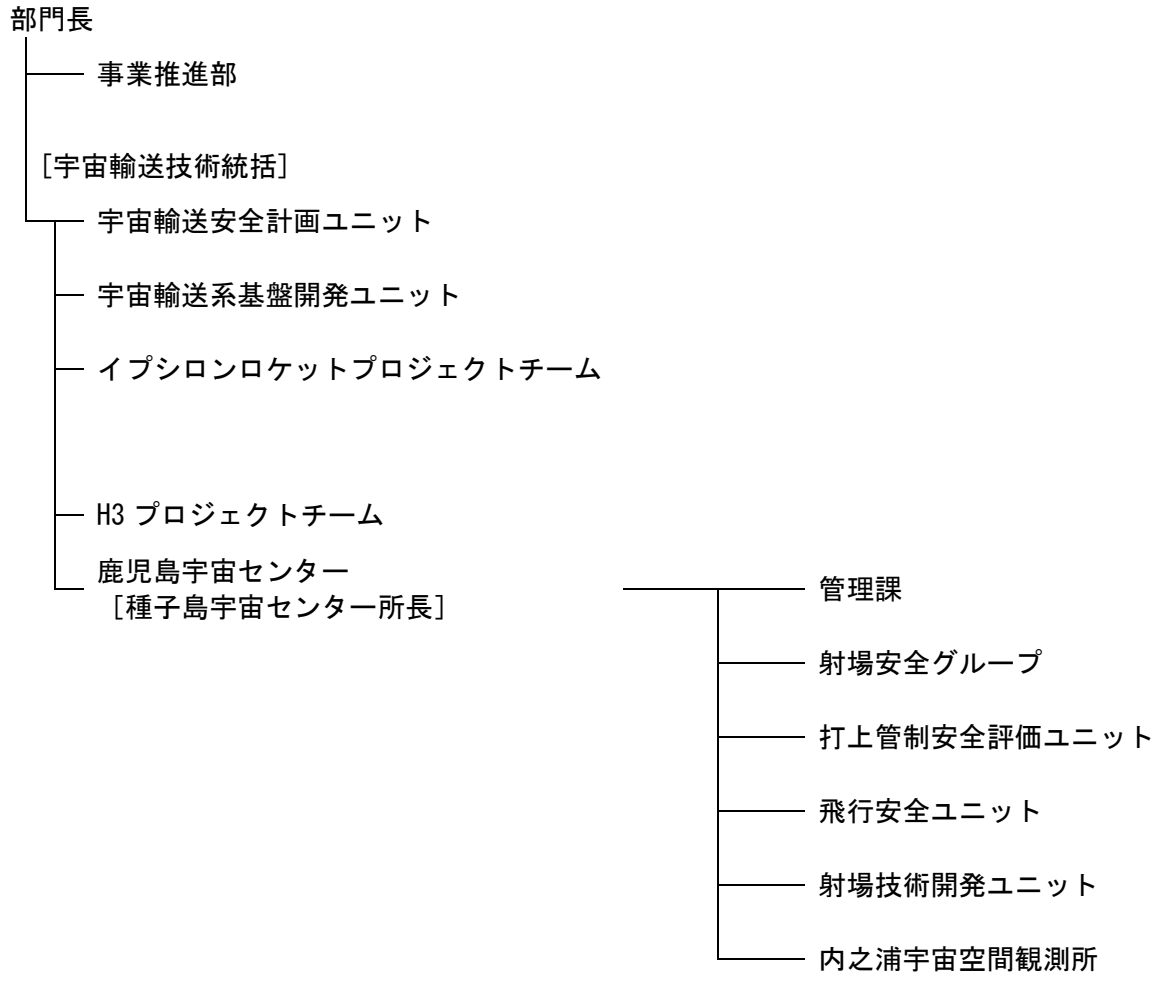




第５節　事業実施組織における業務執行体制

第１款　宇宙輸送技術部門

（宇宙輸送技術部門における業務執行体制）
第 12 条　宇宙輸送技術部門における業務執行体制は次のとおり。

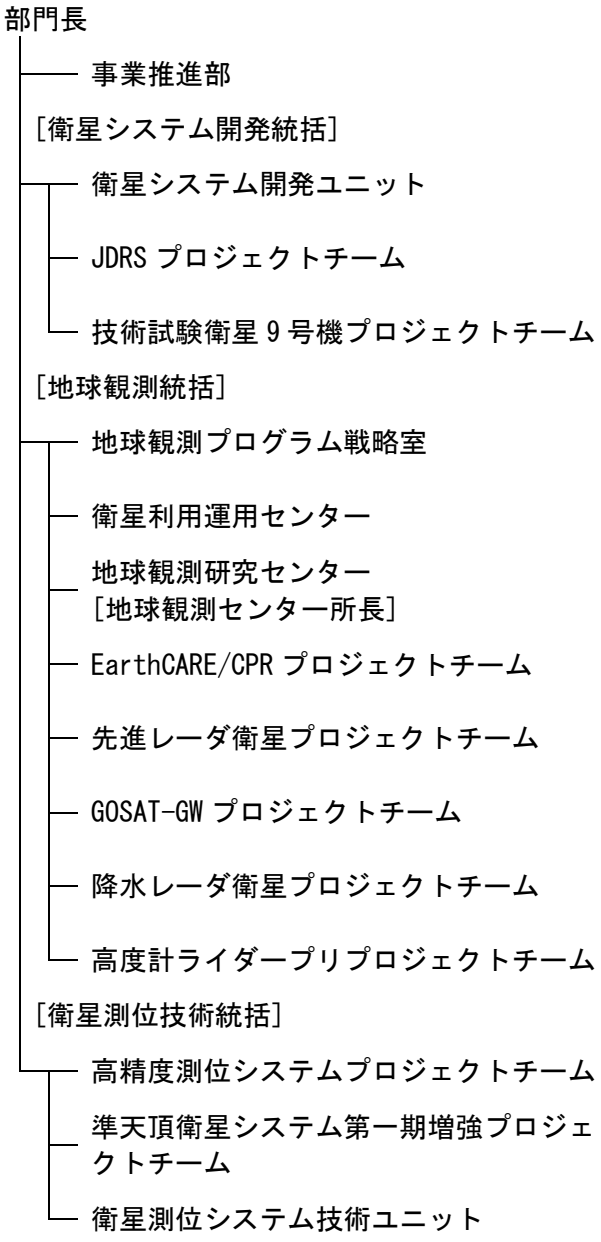


（注）[　] は、業務の実施責任者を表す。

２　業務の実施責任者として置かれる者の職務は次のとおり。
(1) 宇宙輸送技術統括は、部門長の命を受け、宇宙輸送技術に関する業務を統括する。
(2) 種子島宇宙センター所長は、鹿児島宇宙センター所長の命を受け、種子島宇宙センターにおける業務を統括する。

第２款　第一宇宙技術部門

（第一宇宙技術部門における業務執行体制）
第 12 条の 2　第一宇宙技術部門における業務執行体制は次のとおり。



（注）[　] は、業務の実施責任者を表す。

２　業務の実施責任者として置かれる者の職務は次のとおり。

(1) 衛星システム開発統括は、部門長の命を受け、人工衛星システムの開発及び運用に関する業務（地球観測統括及び衛星測位技術統括が所掌するものを除く。）を統括する。
(2) 地球観測統括は、部門長の命を受け、地球観測ミッションに係る人工衛星システムの開発及び地球観測衛星システムの運用並びに人工衛星及び観測データの利用促進に関する業務を統括する。
(3) 地球観測センター所長は、地球観測研究センター長の命を受け、地球観測センターにおける業務を統括する。
(4) 衛星測位技術統括は、部門長の命を受け、衛星測位技術の研究開発（衛星測位ミッションに係る人工衛星システムの開発を含む。）及び測位衛星システムの運用に関する業務を統括する。

第３款　有人宇宙技術部門

（有人宇宙技術部門における業務執行体制）
第 13 条　有人宇宙技術部門における業務執行体制は次のとおり。

- 部門長
  - [国際宇宙ステーションプログラムマネージャ]
  - [ゲートウェイプログラムマネージャ]
  - 事業推進部
  - 宇宙環境利用推進センター
    - 利用企画グループ
    - 研究推進グループ
  - 有人宇宙技術センター
  - 宇宙船技術センター
  - 自動ドッキング技術実証プロジェクトチーム
  - ゲートウェイ居住棟プロジェクトチーム
  - 月極域探査機プロジェクトチーム
  - 有人与圧ローバーエンジニアリングセンター
  - 宇宙飛行士運用技術ユニット
    - 宇宙飛行士運用グループ
    - 宇宙飛行士健康管理グループ
    - 宇宙飛行士グループ
  - 宇宙医学生物学研究グループ
  - 有人システム安全・ミッション保証室
  - ヒューストン駐在員事務所

└── モスクワ技術調整事務所

（注）[　] は、業務の実施責任者を表す。

２ 業務の実施責任者として置かれる者の職務は次のとおり。

(1) 国際宇宙ステーションプログラムマネージャは、部門長の命を受け、日本の国際宇宙ステーション（ISS）計画に係る国際調整業務（ゲートウェイプログラムマネージャの所掌に属するものを除く。）を統括する。

(2) ゲートウェイプログラムマネージャは、部門長の命を受け、日本の月周回有人拠点（ゲートウェイ）計画に係る国際調整業務を総括整理する。

第４款　宇宙科学研究所

（宇宙科学研究所における業務執行体制）

第 14 条　宇宙科学研究所における業務執行体制は次のとおり。

宇宙科学研究所長

- [副所長]
- 科学推進部
  - [宇宙科学国際調整主幹]
- [研究総主幹]
  - 宇宙物理学研究系
  - 太陽系科学研究系
  - 学際科学研究系
  - 宇宙飛翔工学研究系
  - 宇宙機応用工学研究系
- [宇宙科学プログラムディレクタ]
  - 宇宙科学プログラム室
  - Bepi Colombo プロジェクトチーム
  - X 線分光撮像衛星（XRISM）プロジェクトチーム
  - 火星衛星探査機プロジェクトチーム
  - 深宇宙探査技術実証機（DESTINY^{+}）プロジェクトチーム
  - 高感度太陽紫外線分光観測衛星（SOLAR-C）プロジェクトチーム

［研究基盤・技術統括］
- 大学共同利用実験調整グループ
- 専門・基盤技術グループ
- 先端工作技術グループ
- 大気球実験グループ
- 観測ロケット実験グループ
- 能代ロケット実験場
- あきる野実験施設
- 科学衛星運用・データ利用ユニット
- 月惑星探査データ解析グループ
- 地球外物質研究グループ
- 深宇宙追跡技術グループ

（注）［　］は、業務の実施責任者を表す。

２　業務の実施責任者として置かれる者の職務は次のとおり。

(1)副所長は、宇宙科学研究所長（以下、本項において「所長」という。）を補佐し、その命を受け、研究所の業務を総括整理するとともに、研究所の企画及び機構内における連携に関する業務を統括する。

(2)宇宙科学国際調整主幹は、所長を補佐し、その命を受け、宇宙科学に関する国際協力業務(月面及び火星における科学に関するものを含む)を総括整理する。

(3)　研究総主幹は、所長の命を受け、研究系における研究業務並びに大学共同利用システム、研究委員会及び大学院教育協力に係る業務を統括する。研究総主幹は教授が兼務する。

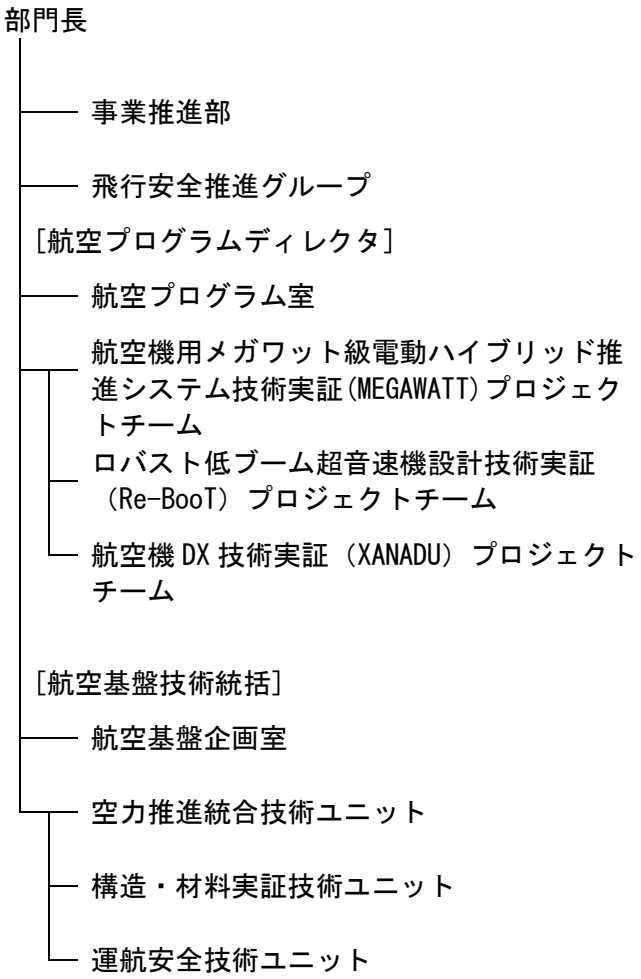
(4)　宇宙科学プログラムディレクタは、所長の命を受け、宇宙科学プログラムに関する業務（システムズエンジニアリング及びプロジェクト等の推進に係る技術開発に関する業務を含み、ミッションの企画に関する業務を除く。）を統括する。

(5)　研究基盤・技術統括は、所長の命を受け、研究所における研究基盤（各種試験技術、小型飛翔体、試験設備及び飛翔体データの収集・処理・提供機能等の開発及び運用をいう。）及び研究所における専門技術に関する業務を統括する。

第５款　航空技術部門

(航空技術部門における業務執行体制)

第 15 条　航空技術部門における業務執行体制は次のとおり。



（注）[　] は、業務の実施責任者を表す。

２　業務の実施責任者として置かれる者の職務は次のとおり。

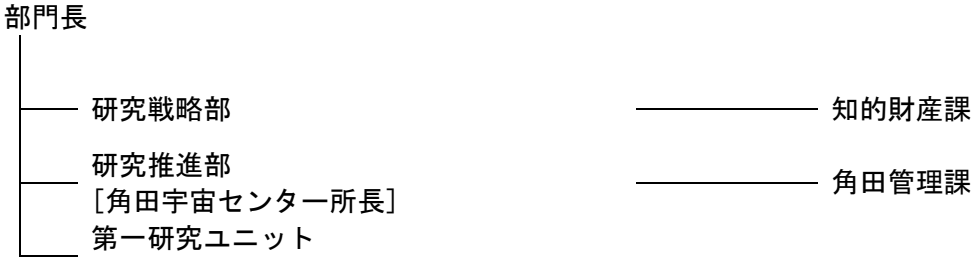
(1) 航空プログラムディレクタは、部門長の命を受け、航空プログラムに関する業務（プロジェクトマネジメント及びシステムズエンジニアリングに関する業務を含む。）を統括する。

(2) 航空基盤技術統括は、部門長の命を受け、航空分野における基盤・専門技術（以下、「航空基盤技術」という。）に係る研究開発及びそれらに必要な施設設備に関する業務を統括する。

第６款　研究開発部門

（研究開発部門における業務執行体制）

第 16 条　研究開発部門における業務執行体制は次のとおり。



- 第二研究ユニット
- 第三研究ユニット
- 第四研究ユニット
- ミッションデザインユニット
- センサ研究グループ
- １段再使用飛行実験（CALLISTO）プロジェクトチーム
- ISS 搭載ライダー実証（MOLI）プロジェクトチーム
- 商業デブリ除去実証（CRD2）フェーズ II プロジェクトチーム
- 大口径光学アンテナ合成開口地上実証（OSCAR-J）プロジェクトチーム

（注）[　] は、業務の実施責任者を表す。

２　業務の実施責任者として置かれる者の職務は次のとおり。

(1) 角田宇宙センター所長は、研究推進部長の命を受け、角田宇宙センターにおける労働安全衛生及び高圧ガスその他の保安物に係る関係法令に基づく管理等並びに渉外対応業務を統括する。

第７款　国際宇宙探査センター

（国際宇宙探査センターにおける業務執行体制）

第 17 条　国際宇宙探査センターにおける業務執行体制は次のとおり。

- 国際宇宙探査センター
  - 事業推進室
  - 宇宙探査システム技術ユニット

第８款　宇宙探査イノベーションハブ

（宇宙探査イノベーションハブにおける業務執行体制）

第 17 条の２　宇宙探査イノベーションハブにおける業務執行体制は次のとおり。

- 宇宙探査イノベーションハブ

第９款　筑波宇宙センター

（筑波宇宙センターにおける業務執行体制）

第 17 条の３　筑波宇宙センターにおける業務執行体制は次のとおり。

［筑波宇宙センター所長］
　［筑波宇宙センター所長代理］
　　筑波宇宙センター管理部

（注）［　］は、業務の実施責任者を表す。

２　業務の実施責任者として置かれる者の職務は次のとおり。

(1) 筑波宇宙センター所長は、筑波地区における他の研究機関との協力を推進するとともに、筑波宇宙センターにおける労働安全衛生及び高圧ガスその他の保安物に係る関係法令に基づく管理等並びに渉外対応業務を統括する。

(2) 筑波宇宙センター所長代理は、筑波宇宙センター所長の命を受け、特定分野に係る業務を総括整理する。

第６節　事業共通組織における業務の実施責任者及び組織

（事業共通組織における業務執行体制）

第 18 条　事業共通組織における業務執行体制は次のとおり。

- 広報部
  - 企画・普及課
  - 報道・メディア課
- 調査国際部
  - 国際課
  - 調査分析課
  - ワシントン駐在員事務所
  - パリ駐在員事務所
  - バンコク駐在員事務所
- 新事業促進部
  - 企画調整課
  - 事業支援課
  - 事業開発グループ

［統括チーフエンジニア］
　［チーフエンジニア］

- チーフエンジニア室
  - エンジニアリンググループ

- ［情報化統括］
  - ［情報化統括補佐］
  - セキュリティ・情報化推進部
    - 情報化推進課
    - スーパーコンピュータ活用課
    - セキュリティ統括課
    - 情報化基盤課
    - 輸出管理・技術情報課
- ［信頼性統括］
  - ［Ｓ＆ＭＡ総括］
  - 安全・信頼性推進部
    - 安全・信頼性推進グループ
    - ミッション保証技術グループ
    - システム安全・軌道利用安全推進ユニット
    - 環境経営・業務推進課
    - 部品プログラムグループ
  - 施設部
    - 施設推進課
    - 施設第１課
    - 施設第２課
    - 射場施設課
  - 周波数管理室
  - 追跡ネットワーク技術センター
    - 運用管理課
    - 増田宇宙通信所
    - 勝浦宇宙通信所
    - 沖縄宇宙通信所



（注）[　] は、業務の実施責任者を表す。

２　業務の実施責任者として置かれる者の職務は次のとおり。

(1) 統括チーフエンジニアは、役員の命を受け、プロジェクトマネジメント及びエンジニアリングの観点からのプロジェクトの独立評価、機構全体のシステムズエンジニアリング、プロジェクトマネジメント及び研究開発マネジメントの推進に関する業務を統括する。

(2) チーフエンジニアは、統括チーフエンジニアを補佐し、その命を受け、プロジェクトマネジメント及びエンジニアリングの観点からのプロジェクトの独立評価、機構全体のシステムズエンジニアリング、プロジェクトマネジメント及び研究開発マネジメントの推進に関する業務を行う。

(3) 情報化統括は、役員の命を受け、情報化の推進・情報技術の研究開発等、情報システムの最適化に関する業務及び安全保障貿易管理に関する業務を統括する。

(4) 情報化統括補佐は、情報化統括を補佐し、その命を受け、専門的な観点から情報システムの最適化に関する業務を総括整理する。

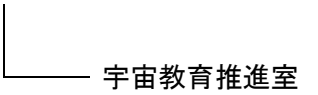
(5) 信頼性統括は、役員の命を受け、安全及び信頼性の確保並びに品質保証の観点からのプロジェクトの独立評価並びに機構全体の安全の確保及びミッション保証の促進に関する業務を統括する。

(6) S&MA 総括は、信頼性統括を補佐し、その命を受け、安全及び信頼性の確保並びに品質保証の観点からのプロジェクトの独立評価並びに機構全体の安全の確保及びミッション保証の促進に関する業務を総括整理する。

第７節　その他の組織における業務執行体制

（その他の組織における業務執行体制）

第 19 条　その他の組織における業務執行体制は次のとおり。

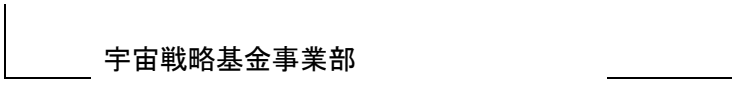


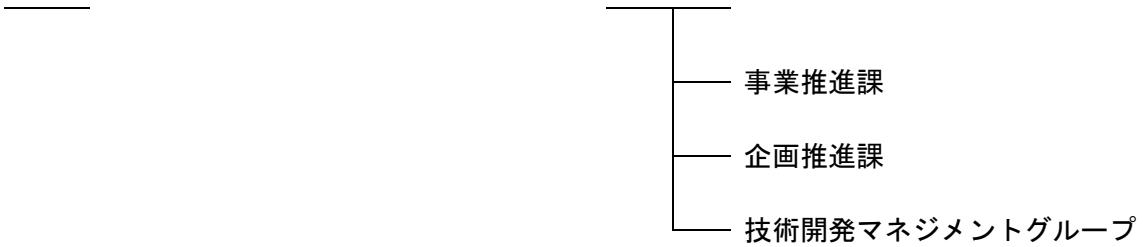
２　宇宙教育推進室は、宇宙航空分野の教育（以下、「宇宙教育」という。）に係る渉外対応業務を行うときは、宇宙教育センターの呼称を使用することができる。

第８節　基金事業組織における業務執行体制

（基金事業組織における業務執行体制）

第 19 条の 2　基金事業組織における業務執行体制は次のとおり。





第４章　所掌業務

（監事室の業務）
第 20 条　監事室は、監事の命を受け、監査の補助に関する業務を行う。

（経営企画部の業務）
第 21 条　経営企画部は、中長期的な計画及び業務運営の基本方針の策定、重要事項の総合調整、予算、研究開発業務に係る内部統制の統括及び推進、機構レベルの将来ミッションに係るシナリオ検討、当該シナリオに基づく事業及び対外連携戦略の企画及び立案（他の所掌に属するものを除く。）並びに機構業務（国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成１４年法律第１６１号）第１８条に定める業務をいう。以下、同じ。）の総合調整及び進行管理に関する業務を行う。

（企画課の業務）
第 22 条　企画課は、次の業務を行う。
(1) 経営戦略の企画及び立案に関すること。
(2) 中長期計画の企画、立案及び推進に関すること。
(3) 機構レベルの将来ミッションに係るシナリオ検討に関すること。
(4) 前号のシナリオに基づく事業の企画及び立案に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
(5) 業務方法書の作成及び変更に関すること。
(6) 機構の事業に係る基本方針の策定に関すること。
(7) 機構の事業に係る重要事項の総合調整に関すること。
(8) 内外の動向を踏まえた、機構全体の対外連携戦略の企画及び立案に関すること（新事業促進部の所掌に属するものを除く。）。
(9) 機構全体の対外連携に係る総合調整に関すること（新事業促進部の所掌に属するものを除く。）。
(10) 機構全体の研究機関等との連携に係る調整、取りまとめ及び推進に関すること（安全保障技術協力推進課、科学推進部、国際課及び新事業促進部の所掌に属するものを除く。）。
(11) その他重要業務の総合調整に関すること。

（推進課の業務）
第 23 条　推進課は、次の業務を行う。
(1) 事業計画管理規程（規程第１５－５号）に定める年度計画、総合事業計画及び総合予算実施計画の企画、立案及び総合調整に関すること。
(2) 機構の危機管理に係る業務の調整及び取りまとめに関すること。

(3) 長期資金計画及び中期資金計画の策定及び維持に関すること。
(4) 予算の作成、調整及び取りまとめに関すること。
(5) 理事会議及び経営企画会議の運営に関すること。
(6) 研究開発業務に係る内部統制の統括及び推進に関すること。
(7) 部の庶務に関すること。
(8) 前各号のほか、経営企画部の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

（安全保障技術協力推進課の業務）
第 24 条　安全保障技術協力推進課は、機構全体の宇宙及び航空分野における安全保障に関する技術協力に係る調整、取りまとめ及び推進に関する業務を行う。

第 25 条から第 27 条まで　削除

（評価・監査部の業務）
第 28 条　評価・監査部は、次の業務を行う。
(1) 独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）に定める機構の業務実績評価に関すること。
(2) 理事長が行う内部監査に関すること。
(3) 情報セキュリティ規程（規程第２８―７３号）に定める情報セキュリティ監査、個人情報保護規程（規程第２８―７４号）に定める個人情報保護監査及び安全保障輸出管理規程（規程第１７―５７号）に定める輸出管理部門に対する監査に関すること。
(4) 会計検査院の検査に関すること。
(5) 契約監視委員会の事務に関すること。
(6) 前各号に係る業務改善の推進に関すること。

（ワーク・ライフ変革推進室の業務）
第 28 条の 2　ワーク・ライフ変革推進室は、次の業務を行う（他の所掌に属するものを除く。）。
(1) 職員の多様性の推進及び働き方の変革に係る機構全体の総合調整に関すること。
(2) 職員の多様性の推進及び働き方の変革に関連する施策に関すること。

（総務部の業務）
第 29 条　総務部は、役員の秘書、社屋等の管理、行事及び式典、渉外及び連絡調整、組織、公印、文書管理、情報公開、機構全体の業務改善の推進（他の所掌に属するものを除く。）、法務、コンプライアンス、一般業務に係る内部統制の統括及び推進並びに機構の業務のうち、他の所掌に属さないことに関する業務を行う。

（総務課の業務）
第 30 条　総務課は、次の業務を行う。
(1) 理事長及び副理事長の秘書に関すること。
(2) 前号以外の役員の秘書に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
(3) 社屋等の管理に関すること。
(4) 行事及び式典に関すること。
(5) 機構内外との渉外及び連絡調整に関すること。

(6) 組織に関すること。
(7) 公印に関すること。
(8) 文書管理に関すること。
(9) 情報公開に関すること。
(10) 個人情報の開示等に関すること。
(11) 機構全体の業務改善の推進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
(12) 東京事務所における福利厚生、社屋等管理及びエリア管理に関すること。
(13) 部の庶務に関すること。
(14) 前各号のほか、機構の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

（法務・コンプライアンス課の業務）
第 31 条　法務・コンプライアンス課は、次の業務を行う。
(1) 規程類の制定及び改廃の審査に関すること。
(2) 協定類に係る法的助言に関すること。
(3) 訴訟対応に関すること。
(4) 機構のコンプライアンスの統括及び推進に関すること。
(5) 一般業務に係る内部統制の統括及び推進に関すること。
(6) その他、法務、コンプライアンス及び一般業務に係る内部統制に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

（人事部の業務）
第 32 条　人事部は、人事、人材育成、給与、労務、福利厚生、労働安全衛生管理及び役職員の健康増進に関する業務を行う。

（人事課の業務）
第 33 条　人事課は、次の業務を行う。
(1) 人事に関する企画、立案、調整及び取りまとめに関すること。
(2) 任免、異動及び賞罰に関すること。
(3) 職責及び能力基準に関すること。
(4) 前各号のほか、人材育成に関すること。
(5) 部の庶務に関すること。
(6) 前各号のほか、人事部の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

（職員課の業務）
第 34 条　職員課は、次の業務を行う。
(1) 給与に関すること。
(2) 勤務条件、勤務形態等服務に関すること。
(3) 労働組合との交渉に関すること。
(4) 職員の相談に関すること。
(5) 福利厚生に関すること。
(6) 社会保険に関すること。
(7) 国家公務員共済組合に関すること。

(8) 共済会に関すること。
(9) 宿舎に関すること。

（安全・健康課の業務）
第 35 条　安全・健康課は、次の業務を行う。
(1) 労働安全衛生管理（他の所掌に属するものを除く。）及び役職員の健康増進に係る全社的方針及び計画の企画、立案及び調整に関すること。
(2) 前号のほか、労働安全衛生管理（他の所掌に属するものを除く。）及び役職員の健康増進の実施に関すること。
(3) 機構全体の安全管理に係る計画の取りまとめに関すること。

（財務部の業務）
第 36 条　財務部は、予算の執行管理、会計、決算及び資産の管理に関する業務を行う。

（財務企画課の業務）
第 37 条　財務企画課は、次の業務を行う。
(1) 部の業務に係る調整及び取りまとめに関すること。
(2) 予算の執行管理の取りまとめに関すること。
(3) 資金計画の策定（他の所掌に属するものを除く。）及び取りまとめに関すること。
(4) 資金の調達に関すること。
(5) 決算及び財務諸表の作成に関すること。
(6) 予算の執行管理並びに収入、支出及び決算に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
(7) 機構の資産管理の統括に関すること。
(8) 資産の取得、異動及び処分に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
(9) 財務及び資産の管理に係る指導及び調整に関すること（（他の所掌に属するものを除く。）。
(10) 部の庶務に関すること。
(11) 前各号のほか、財務部の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

第 38 条　削除

（筑波財務課の業務）
第39条　筑波財務課は、東京事務所、筑波宇宙センター(職員課の所掌する筑波地区の職員宿舎に係る業務に関するものを含む。)、種子島宇宙センター、内之浦宇宙空間観測所、角田宇宙センター、増田宇宙通信所、勝浦宇宙通信所、沖縄宇宙通信所、臼田宇宙空間観測所、地球観測センター、ワシントン駐在員事務所、パリ駐在員事務所、バンコク駐在員事務所、ヒューストン駐在員事務所及びモスクワ技術調整事務所における次の業務を行う。
(1)資金計画の策定に関すること。
(2)予算の執行管理並びに収入、支出及び決算に関すること。
(3)資産の取得、異動及び処分に関すること。
(4)財務及び資産の管理に係る指導及び調整に関すること。

（調布財務課の業務）
第 40 条　調布財務課は、本社及び調布航空宇宙センターにおける次の業務を行う（他の所掌に属

するものを除く。)。
(1)資金計画の策定に関すること。
(2)予算の執行管理並びに収入、支出及び決算に関すること。
(3)資産の取得、異動及び処分に関すること。
(4)財務及び資産の管理に係る指導及び調整に関すること。

（相模原財務課の業務）
第 41 条　相模原財務課は、相模原キャンパス及び能代ロケット実験場における次の業務を行う。
(1)資金計画の策定に関すること。
(2)予算の執行管理並びに収入、支出及び決算に関すること。
(3)資産の取得、異動及び処分に関すること。
(4)財務及び資産の管理に係る指導及び調整に関すること。

（調達部の業務）
第 42 条　調達部は、契約並びに総合事業計画においてプロジェクト等及び第二宇宙技術部門の事業に分類されているものに関する調達マネジメントの支援に関する業務（他の所掌に属するものを除く。）を行う。

（調達戦略室の業務）
第 43 条　調達戦略室は、次の業務を行う。
(1) 部の業務に係る調整及び取りまとめに関すること。
(2) 内外の動向を踏まえた、調達に係る戦略の企画、立案並びに関連する調査分析に係る調整及び取りまとめに関すること。
(3) 調達に係る法務並びに第 45 条第 2 号及び第 48 条第 2 号に定める文書案の確認に関すること。
(4) 制度調査その他契約に必要な調査、経費率の算定その他計算基準の設定及び原価監査に関すること。
(5) 契約審査委員会の事務に関すること。
(6) 部の庶務に関すること。
(7) 前各号のほか、調達部の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

第 44 条　削除

（プロジェクト調達室の業務）
第 45 条　プロジェクト調達室は、総合事業計画においてプロジェクト等に分類されているもの及び調達部長が定める事業に関する次の業務（第二プロジェクト調達課が所掌する業務を除く。）を行う。
(1)調達の方針及び調達マネジメント計画の立案支援に関すること。
(2)前号に定める調達方針及び調達マネジメント計画において明確にされた相手方との責任関係を反映した契約書や協定書等の取り決め文書（以下、「契約書等」という。）の文書案の作成及び調整に関すること。
(3)前 2 号のほか、契約に関すること。

（研究・事業調達室の業務）
第 46 条　研究・事業調達室は、総合事業計画における事業に関する次の業務を行う（プロジェクト調達室及び第二プロジェクト調達課の所掌に属するものを除く。）。
⑴ 調達の方針の立案支援に関すること。
⑵ 前号のほか、契約に関すること。

第 47 条　削除

（第二プロジェクト調達課の業務）
第 48 条　第二プロジェクト調達課は、総合事業計画において JDRS プロジェクト（光データ中継システムのミッション運用に関するものを除く。）及び第二宇宙技術部門の事業に分類されているものに関する次の業務を行う。
⑴ 調達の方針及び調達マネジメント計画の立案支援に関すること。
⑵ 前号に定める調達方針及び調達マネジメント計画に明確にされた相手方との責任関係を反映した契約書等の文書案の作成及び調整に関すること
⑶ 前 2 号のほか、契約に関すること。

第 49 条から第 56 条まで　削除

（宇宙輸送技術部門の業務）
第 57 条　宇宙輸送技術部門は、輸送システムの構築及びこれに附帯する業務を行う。

（事業推進部の業務）
第 58 条　事業推進部は、部門の業務を管理・推進するため、次の業務を行う。
⑴ 部門の業務に係る方針及び中長期計画等の企画、立案、進行管理及び評価に関すること。
⑵ 部門内プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討に関すること。
⑶ 機構プロジェクト及び研究開発プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討の支援に関すること。
⑷ 部門の業務に係る調整、取りまとめ及び内外との連絡に関すること（部門における他の所掌に属するものを除く。）。
⑸ 部門の予算の配算、資金計画管理及び進行管理に関すること。
⑹ 部門の業務に係る産業振興及び大学その他の研究機関等との連携（以下、「大学等連携」という。）に関すること（施設等供用に係る調整及び促進並びに知的財産の活用促進を含む。）。
⑺ 部門の業務に係る協定及び共同研究の取りまとめに関すること（調達部プロジェクト調達室の所掌に属するものを除く。）。
⑻ 部門の業務に係る広報及び渉外に関すること（部門における他の所掌に属するものを除く。）。
⑼ ロケットの秘密保全及び情報化に関すること。
⑽ 部門の業務に係るセキュリティ管理（エリア管理を除く。）及び情報化の推進に関すること。
⑾ 地元及び漁業関係者への対応に関すること。

(12) 種子島周辺漁業対策事業に関すること。
(13) 部門の業務に係る安全審査（安全審査委員会専門部会の所掌及び部門における他の所掌に属するものを除く。）に関すること。
(14) 部門の業務に係る品質マネジメントシステムの構築支援、維持及び運用に関すること。
(15) 前各号のほか、部門の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

（宇宙輸送安全計画ユニットの業務）
第 59 条　宇宙輸送安全計画ユニットは、次の業務を行う。
(1) 宇宙輸送システムに係る飛行安全基準の設定に関すること。
(2) 宇宙輸送システムに係る飛行安全計画の設定に関すること。
(3) 宇宙輸送システムに係る飛行安全の確保に関すること（飛行安全ユニット及び射場技術開発ユニットの所掌に属するものを除く。）。
(4) 宇宙輸送システムに係る飛行安全ソフトウェアの整備に関すること。

第 60 条　削除

（宇宙輸送系基盤開発ユニット）
第 61 条　宇宙輸送系基盤開発ユニットは、次の業務を行う。
(1) 輸送系プログラムのロケット（機構が民間移管したロケット（以下、「民間移管ロケット」という。）を含む。）に係る輸送系事業（設備保全に係る業務及び射場作業等）の改革に関すること。
(2)前号に規定するロケットに係る基幹技術の機能及び信頼性等の維持・向上に関すること。
(3)第１号に規定するロケットに係る基盤技術(情報システム整備等を含む。)の維持・向上に関すること。
(4) 前２号の業務に附帯する試験に関すること。
(5) 前３号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。
(6) 民間移管ロケットに係る技術移転及びそれに附帯する業務に関すること。
(7) 部門のシステム安全に係る検討及び調整に関すること。
(8) 部門の人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法令に係る申請（部門における他の所掌に属するものを除く。）の取りまとめに関すること。

（イプシロンロケットプロジェクトチームの業務）
第 62 条　イプシロンロケットプロジェクトチームは、次の業務を行う。
(1) イプシロンロケットの研究及び開発に関すること。
(2) イプシロンロケットの打上げの実施に関すること。
(3) 前２号の業務に附帯する試験に関すること。
(4) 前３号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。
(5) 前各号の業務に係る品質保証及び安全管理の実施に関すること。
(6) 観測ロケット打上げの支援に関すること。

（H3 プロジェクトチームの業務）
第 63 条　H3 プロジェクトチームは、次の業務を行う。

(1) H3 ロケットの研究及び開発に関すること。
(2) H3 ロケットの試験機の打上げの実施に関すること。
(3) 前２号の業務に附帯する試験に関すること。
(4) 前３号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。
(5) 前各号の業務に係る品質保証及び安全管理の実施に関すること。

（鹿児島宇宙センターの業務）
第 64 条　鹿児島宇宙センターは、次の業務を行う。
(1) 鹿児島宇宙センターに属する設備に関すること及びそれらの設備を用いて行うロケット等の開発に関すること。
(2) ロケット等の打上げ（打上げ安全監理業務に関することを含む。）及び射場における試験（以下、「打上げ等」という。）の実施に関すること（イプシロンロケットプロジェクトチーム及び H3 プロジェクトチームの所掌に属するものを除く。）。
(3) 増田宇宙通信所における社屋等管理及びエリア管理、安全管理及び環境管理並びに射場系の設備の整備及び運用等に関すること。
(4) 宇宙輸送システムに係る地上安全に関すること。

（管理課の業務）
第 65 条　管理課は、鹿児島宇宙センターに関する次の業務（内之浦宇宙空間観測所の所掌に属するものについては、その取りまとめ業務）を行う。
(1) 人事、給与及び福利厚生に関すること。
(2) 文書管理に関すること。
(3) 会計及び資産の管理に関すること。
(4) 打上げ等の実施の支援に関すること。
(5) 社屋等管理及びエリア管理に関すること（増田宇宙通信所に関するものを含む。）。
(6) 環境管理に関すること（内之浦宇宙空間観測所の所掌に属するものについては、その取りまとめに関すること。）。
(7) 内外との連絡調整及び渉外に関すること。
(8) 広報に関すること。
(9) 鹿児島宇宙センターの庶務に関すること。
(10) 前各号のほか、他の所掌に属さないこと。

（射場安全グループの業務）
第 66 条　射場安全グループは、鹿児島宇宙センター及び増田宇宙通信所に関する次の業務を行う。
(1) 安全管理（飛行安全に関するもの及び安全・信頼性推進部の所掌に属するものを除く。）に関すること（内之浦宇宙空間観測所の所掌に属するものについては、その取りまとめに関すること。）。
(2) セキュリティに係る計画の企画、立案、調整及び推進に関すること（内之浦宇宙空間観測所の所掌に属するものについては、その取りまとめに関すること。）。
(3) 安全系設備及びセキュリティ系設備に係る運用に関すること。
(4) 射場設備（射点系及び射場系施設設備（安全系設備及びセキュリティ系設備並びに増田宇

宙通信所に置かれる射場系の設備を含む。）をいう。以下、同じ。）の管理及び打上げ等の安全に関わる法令遵守に関すること。

(5) 宇宙輸送システムに係る地上安全基準の設定、地上安全計画の設定及び地上安全の確保に関すること。

（打上管制安全評価ユニットの業務）

第 67 条　打上管制安全評価ユニットは、鹿児島宇宙センターにおける打上げ安全監理業務のうち、射場作業開始以降の安全評価を行う。

（飛行安全ユニットの業務）

第 68 条　飛行安全ユニットは、鹿児島宇宙センターにおける打上げ安全監理業務のうち、打上げ等の実施に係る飛行安全管制業務を行う。

（射場技術開発ユニットの業務）

第 69 条　射場技術開発ユニットは、鹿児島宇宙センターに関する次の業務を行う。

(1) 技術的業務の総合調整に関すること。

(2) 打上げ等の実施に係る計画の企画及び進行管理に関すること（打上げ安全監理業務についてはその計画の取りまとめに限る。）。

(3) 鹿児島宇宙センターにおける開発、これに附帯する研究及び試験に係る計画の企画、立案並びに進行管理に関すること。

(4) 射場設備（本号においては、鹿児島宇宙センターに属するものに限らない。）に関する将来計画、運用計画、開発、整備、運用、更新、信頼性向上及びこれらに附帯する業務に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(5) 前号の業務に係る品質保証及び安全管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(6) 射場設備の品質管理等技術管理の取りまとめに関すること。

(7) 射場設備を用いて行うロケット等の開発に関すること。

(8) 打上げ安全監理業務のうち、打上げ等の実施に係る射場管制に関すること。

(9) 気象予報に関すること（内之浦宇宙空間観測所に係る宇宙科学研究所観測ロケット実験グループの所掌に属するものについては、その支援に限る。）。

(10) 情報システムの開発、整備及び運用に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(11) 火薬類、高圧ガス、危険物及び放射線設備の管理及び法定手続きに関すること（内之浦宇宙空間観測所の所掌に属するものを除く。）。

(12) 前各号の業務に係る調整、取りまとめ及び内外との連絡に関すること。

（内之浦宇宙空間観測所の業務）

第 70 条　内之浦宇宙空間観測所は、内之浦宇宙空間観測所に関する次の業務を行う。

(1) 人事、給与及び福利厚生に関すること。

(2) 文書管理に関すること。

(3) 会計及び資産の管理に関すること。

(4) 第 62 条第 2 号に規定する業務の支援及び観測ロケット等の運用の支援に関すること。

(5) 人工衛星及び探査機の追跡運用の支援に関すること。

(6) 科学研究に係る実験及び運用の支援に関すること。

(7) 社屋等管理及びエリア管理に関すること。
(8) セキュリティに係る業務方法の整備及び運用に関すること。
(9) 火薬類、高圧ガス及び危険物に係る法定手続きに関すること。
(10) 内外との連絡調整及び渉外に関すること。
(11) 広報に関すること。
(12) 設備の整備及び運用に関すること。
(13) 安全管理及び環境管理に関すること。
(14) 庶務に関すること。

（第一宇宙技術部門の業務）
第 71 条　第一宇宙技術部門は、測位衛星、リモートセンシング衛星、通信・放送衛星その他の宇宙利用に係る衛星システムの研究、開発、運用及び利用に関する業務を行う。

（事業推進部の業務）
第 71 条の 2　事業推進部は、部門の業務を管理・推進するため、次の業務を行う。
(1) 部門の業務に係る方針及び中長期計画等の企画、立案、進行管理及び評価に関すること。
(2) プロジェクト等に係るミッションの企画及び概念検討の支援に関すること。
(3) 部門の業務に係る調整、取りまとめ及び内外との連絡に関すること。
(4) 部門の予算の配算、資金計画管理及び進行管理に関すること。
(5) 部門の業務に係る産業振興及び大学等連携に関すること（施設等供用に係る調整及び促進（地球観測研究センターの所掌に属するものを除く。）並びに知的財産の活用促進を含む。）。
(6) 部門の業務に係る協定及び共同研究の取りまとめに関すること（調達部プロジェクト調達室の所掌に属するものを除く。）。
(7) 部門の業務に係る広報及び渉外に関すること（部門における他の所掌に属するものを除く。）。
(8) 部門の業務に係るセキュリティ管理（エリア管理を除く。）及び情報化の推進に関すること。
(9) 衛星リモートセンシングに係る法令の対象となる衛星のリモートセンシング装置の使用及び当該装置から得られた記録の取扱いに係る法定手続き及び教育の支援に関すること。
(10) 部門の業務に係る安全審査（安全審査委員会専門部会の所掌及び部門における他の所掌に属するものを除く。）に関すること。
(11) 部門の業務に係る品質マネジメントシステムの構築支援、維持及び運用に関すること。
(12) 前各号のほか、部門の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

（衛星システム開発ユニットの業務）
第 71 条の 3　衛星システム開発ユニットは、次の業務を行う。
(1) 内外の技術動向を踏まえた、人工衛星システム（地球観測ミッションに係るもの及び衛星測位ミッションに係るものを除く。以下、本条において同じ。）に係る衛星技術戦略の企画、立案及び推進に関すること。
(2) 人工衛星システムに係るプロジェクト等に関するミッションの企画、立案、概念検討及び研究開発に関すること（第71条の4及び第71条の5に定める組織が所掌するものを除く。）。
(3) 部門のプロジェクト等の共通技術に係る支援に関すること。
(4) 人工衛星（地球観測ミッションに係るもの及び衛星測位ミッションに係るものを除く。以

下、本条において同じ。）の定常運用期間における管制運用の支援に関すること。

(5) 定常運用期間終了後の人工衛星の管制運用、実証実験の実施及び軌道上評価並びにミッション機器の運用管理に関すること。

（JDRS プロジェクトチームの業務）

第 71 条の 4　JDRS プロジェクトチームは、JDRS 衛星に関する開発及びこれに付随する試験、施設及び設備、品質保証、定常運用期間における管制運用並びに後継衛星のミッション企画支援等に関する業務を行う。

（技術試験衛星 9 号機プロジェクトチームの業務）

第 71 条の 5　技術試験衛星 9 号機プロジェクトチームは、技術試験衛星 9 号機に関する開発及びこれに付随する試験、施設及び設備、品質保証、定常運用期間における管制運用（軌道上実証に係るものに限る。）並びに後継衛星のミッション企画支援等に関する業務を行う。

（地球観測プログラム戦略室の業務の業務）

第 72 条　地球観測プログラム戦略室は、地球観測ミッションに係る次の業務を行う。

(1) 内外の技術動向を踏まえた、地球観測プログラム戦略の企画及び立案に関すること。

(2) プロジェクト等に係るミッションの企画及び概念検討の取りまとめに関すること。

（衛星利用運用センターの業務）

第 72 条の 2　衛星利用運用センターは、次の業務を行う。

(1) 前条第 1 号の地球観測プログラム戦略に基づく衛星利用の推進に係る企画、立案、調整、取りまとめ及び実施に関すること。

(2) 衛星利用に対する要求の把握に関すること。

(3) 地球観測データの受信及び提供等に関連する地上システム及び衛星管制共通設備の企画、立案、整備及び運用に関すること。

(4) プロジェクトチームが行う衛星システム開発に対する利用要求の反映に係る利用者調整に関すること。

(5) 定常運用期間終了後の地球観測ミッションに係る人工衛星の管制運用、実証実験の実施及び軌道上評価並びにミッション機器の運用管理に関すること。

(6) 衛星リモートセンシングに係る法令の対象となる定常運用期間終了後の人工衛星（衛星プロジェクトチームが担当する人工衛星を除く。）のリモートセンシング装置の使用及び当該装置から得られた記録の取扱いに係る措置（他の組織が行う当該記録の取扱いに係る措置の取りまとめを含む。）に関すること（受託によるものを含む。）。

（地球観測研究センターの業務）

第 73 条　地球観測研究センター（以下、本条において「センター」という。）は、次の業務を行う。

(1) 地球観測データの受信・記録、処理、解析、第 71 条の６第 1 号の地球観測プログラム戦略に基づく利用研究及び提供に関すること（プロジェクトチーム又は衛星利用運用センターの所掌に属するものを除く。）。

(2) 前号の地球観測データであって、衛星リモートセンシングに係る法令の対象となる衛星の

リモートセンシング装置から得られた記録のうち、センターが取り扱うものに係る措置に関すること。

(3) センターの所掌業務に係る客員又は招聘職員等に対する支援に関すること。

(4) センターが所管する施設及び設備に関すること。

(5) センターの施設等供用に係る調整に関すること。

(6) センターが取り扱う機構外の競争的研究費等に関すること（科学研究費補助金の事務に関することを含む。）。

(7)地球観測センターにおける社屋等管理及びエリア管理、内外との連絡調整及び渉外、安全管理及び環境管理並びに広報等に関すること。

（EarthCARE/CPR プロジェクトチームの業務）

第 73 条の 2 EarthCARE/CPR プロジェクトチームは、EarthCARE/CPR に関する開発及びこれに付随する試験、施設及び設備、品質保証、定常運用期間におけるミッション運用並びに後継衛星のミッション企画支援等に関する業務を行う。

（先進レーダ衛星プロジェクトチームの業務）

第 73 条の 3　先進レーダ衛星プロジェクトチームは、先進レーダ衛星に関する開発及びこれに付随する試験、施設及び設備、品質保証、定常運用期間における管制運用、後継衛星のミッション企画支援等並びに衛星リモートセンシングに係る法令の対象となる各衛星のリモートセンシング装置の使用及び当該装置から得られた記録の取扱いに係る措置（他の組織が行う当該記録の取扱いに係る措置の取りまとめを含む。）を行う。

（GOSAT-GW プロジェクトチームの業務）

第 73 条の 4　GOSAT-GW プロジェクトチームは､GOSAT-GW に関する開発及びこれに付随する試験、施設及び設備、品質保証、定常運用期間における管制運用並びに後継衛星のミッション企画支援等に関する業務を行う。

（降水レーダ衛星プロジェクトチームの業務）

第 73 条の 5　降水レーダ衛星プロジェクトチームは、降水レーダ衛星に関する開発及びこれに付随する試験、施設及び設備、品質保証、定常運用期間における管制運用並びに後継衛星のミッション企画支援等に関する業務を行う。

（高度計ライダープリプロジェクトチームの業務）

第 73 条の 6　高度計ライダープリプロジェクトチームは、高度計ライダーに関するシステムの概念設計及び予備設計並びにプロジェクト計画の立案を含む、プロジェクトへの移行に必要な業務を行う。

（高精度測位システムプロジェクトチームの業務）

第 74 条　高精度測位システムプロジェクトチームは、高精度測位システムに関する開発及びこれに付随する試験、施設及び設備、品質保証、実証運用並びに後継システムのミッション企画支援等に関する業務を行う。

（準天頂衛星システム第一期増強プロジェクトチームの業務）

第 74 条の 2　準天頂衛星システム第一期増強プロジェクトチームは、準天頂衛星システム第一期増強に係る準天頂衛星に関する開発及びこれに付随する試験、品質保証、初期機能確認及び実証運用期間における管制運用並びに後継衛星のミッション企画支援等に関する業務を行う。

（衛星測位システム技術ユニットの業務）

第 74 条の 3　衛星測位システム技術ユニットは、次の業務を行う。

(1) 衛星測位技術の利用の推進及び利便性の向上等に係る研究開発に関すること。

(2) 利用技術、屋内測位及び干渉影響対策等の測位衛星関連技術の研究開発に関すること。

（有人宇宙技術部門の業務）

第 75 条　有人宇宙技術部門は、地球低軌道における有人宇宙活動に関する業務及び国際宇宙探査における有人宇宙活動（月面（月周回軌道を含む。）におけるプロジェクト準備段階以降の活動に限る。）に関する業務を行う。

（事業推進部の業務）

第 76 条　事業推進部は、部門の業務を管理・推進するため、次の業務を行う。

(1)部門の業務に係る方針及び中長期計画等の企画、立案、進行管理及び評価に関すること。

(2)部門内プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討に関すること。

(3) 機構プロジェクト及び研究開発プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討の支援に関すること。

(4) 部門の業務に係る調整、取りまとめ及び内外との連絡に関すること。

(5) 部門の予算の配算、資金計画管理及び進行管理に関すること。

(6) 部門の業務に係る産業振興及び大学等連携に関すること（施設等供用に係る調整及び促進（宇宙飛行士運用グループの所掌に属するものを除く。）並びに知的財産の活用促進を含む。）。

(7) 部門の業務に係る協定及び共同研究の取りまとめに関すること（調達部プロジェクト調達室の所掌に属するものを除く。）。

(8) 部門の業務に係る広報及び渉外に関すること。

(9) 部門の業務に係るセキュリティ管理(エリア管理を除く。)及び情報化の推進に関すること。

(10) 前各号のほか、部門の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

（宇宙環境利用推進センターの業務）

第 77 条　宇宙環境利用推進センターは、地球低軌道及び月周回軌道の拠点（国際宇宙ステーション及び日本実験棟その他の地球低軌道及び月周回軌道の拠点を含む。以下、「ISS/JEM 等」という。）に関する利用成果を創出するため、次の業務を行う。

(1) ISS/JEM 等に係る利用戦略の取りまとめに関すること。

(2) ISS/JEM 等を利用した研究の企画、立案、調整及び取りまとめ並びに関連する調査分析及び技術検討に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(3) 利用の開拓、利用促進、成果の普及及び利用者の支援に関すること。

(4) ISS/JEM 等における宇宙実験の実施(他の所掌に属するものを除く。)に関すること。

(5) 前各号に必要な技術及び実験装置・機器の研究及び開発に関すること。

(6) 宇宙環境利用推進センターに係る科学研究費補助金の事務に関すること。

(7) 前各号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。

(8) 前各号の業務に係る品質保証及び安全管理の実施に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

２　宇宙環境利用推進センターは、動物実験等の実施に係る国の指針に基づく審査等に関する業務を行う。

（利用企画グループの業務）

第 78 条　利用企画グループは、次の業務を行う。

(1) ISS/JEM 等に係る利用戦略に関すること。

(2) ISS/JEM 等を利用した研究の企画、立案、調整及び取りまとめ並びに関連する調査分析及び技術検討に関すること。

(3) ISS/JEM 等の利用に係る理解増進に関すること。

（研究推進グループの業務）

第 78 条の 2 研究推進グループは、ISS/JEM 等を利用した公募研究以外の研究の企画、立案、テーマ決定、調整及び取りまとめ並びに関連する調査分析及び技術検討を行う。

（有人宇宙技術センターの業務）

第 79 条　有人宇宙技術センターは、次の業務を行う。

(1) 国際宇宙ステーションの運用に関すること。

(2) JEM システム及び共通的な実験装置の運用管制に関すること。

(3) JEM システム及び共通的な実験装置の運用に係る地上システム並びに有人宇宙技術部門において共通的に使用する運用管制に係る設備、機器及び通信回線の開発及び維持管理に関すること。

(4) JEM システム機器及び共通的な実験装置の開発及び維持管理に関すること。

(5) 技術管理情報システム（J-TMIS）その他の ISS 計画に係る情報システムの管理及び ISS 計画に係る情報化に関すること。

(6) 国際宇宙探査における有人宇宙活動を推進するための、将来的な有人宇宙活動の検討及び研究に関すること（他の所掌に属するものを除く。）、並びに前各号に定められた基盤的な業務に基づき第８１条の３から第８１条の５に定める組織と共同して行う研究開発に関すること。

(7) 前各号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。

(8) 前各号の業務に係る品質保証及び安全管理の実施に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第 80 条　削除

（宇宙船技術センターの業務）

第 81 条　宇宙船技術センターは、次の業務を行う。

(1) 新型宇宙ステーション補給機の調達、飛行準備、射場作業、打上げ及び運用管制に関すること。

(2) 物資、機器その他の搭載ペイロードとの技術調整に関すること。

(3) 補給技術の高度化に係る研究及び試験に関すること。

(4) 第１号及び第２号の業務に附帯する研究及び試験に関すること。

(5) 前各号の業務を実施するために必要な施設及び設備の維持管理 並びに地上システムの開発及び維持管理に関すること（他の所掌に属 するものを除く。）。
(6) 前各号の業務に係る品質保証及び安全管理の実施に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

（自動ドッキング技術実証プロジェクトチームの業務）
第 81 条の 2　自動ドッキング技術実証プロジェクトチームは、次の業務を行う。
(1) 自動ドッキング技術実証システムの開発並びに技術実証運用に係る計画作成、運用支援及び飛行後評価に関すること。
(2) 前号の業務に附帯する研究及び試験に関すること。
(3) 前二号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。
(4) 前三号の業務に係る品質保証及び安全管理の実施に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

（ゲートウェイ居住棟プロジェクトチームの業務）
第 81 条の 3　ゲートウェイ居住棟プロジェクトチームは、次の業務を行う。
(1) ゲートウェイ居住棟の開発に関すること（初期運用支援を含む。）。
(2) 前号の業務に附帯する試験に関すること。
(3) 前二号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。
(4) 前三号の業務に係る品質保証及び安全管理の実施に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

（月極域探査機プロジェクトチームの業務）
第 81 条の 4　月極域探査機プロジェクトチームは、次の業務を行う。
(1) 月極域探査機の開発に関すること。
(2) 前号の業務に附帯する試験に関すること。
(3) 前二号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。
(4) 前三号の業務に係る品質保証及び安全管理の実施に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

（有人与圧ローバーエンジニアリングセンターの業務）
第 81 条の 5　有人与圧ローバーエンジニアリングセンターは、有人与圧ローバーに関するシステムの要求及び仕様の設定並びにプロジェクトの計画の立案を含むプロジェクトマネジメント実施要領(システムズエンジニアリング推進室長通達第 19 - 1 号)第 9 条に定める業務を行う。

（宇宙飛行士運用技術ユニットの業務）
第 82 条　宇宙飛行士運用技術ユニットは、次の業務を行う。
(1) 宇宙飛行士による有人宇宙活動に関すること。
(2) 宇宙飛行士及び有人サポート技術に関すること。
(3) 前２号の業務に係る内外との連絡及び調整に関すること。

（宇宙飛行士運用グループの業務）

第 83 条　宇宙飛行士運用グループは、次の業務を行う。

(1) 宇宙飛行士による有人宇宙活動に係る計画（宇宙飛行士の搭乗及び宇宙飛行士の養成・訓練に係る計画を含む。）の企画、立案、調整及び推進に関すること（宇宙飛行士グループの所掌に属するものを除く。）。

(2) 国際宇宙ステーション計画等における宇宙飛行士に係る技術調整に関すること。

(3) 前号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。

(4) 宇宙飛行士運用技術ユニットに係る施設設備等供用に係る調整及び促進に関すること。

(5) 宇宙飛行士の募集選抜（宇宙飛行士健康管理グループの所掌に属するものを除く。）に関すること。

(6) その他宇宙飛行士に係る業務に関すること（宇宙飛行士健康管理グループの所掌に属するものを除く。）。

（宇宙飛行士健康管理グループの業務）

第 84 条　宇宙飛行士健康管理グループは、次の業務を行う。

(1) 宇宙飛行士の健康管理に関すること。

(2) 前号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。

(3) 宇宙飛行士の募集選抜のうち、医学及び心理学選抜に関すること。

(4) 宇宙飛行士運用技術ユニット長が特に必要と認める者の医学管理に関すること（宇宙医学生物学研究グループの所掌に属するものを除く。）。

第 85 条　削除

（宇宙飛行士グループの業務）

第 86 条　宇宙飛行士グループは、次の業務を行う。

(1) 宇宙飛行士の搭乗及び訓練の実施に関すること。

(2) 宇宙飛行士の業務支援及び訓練管理に関すること。

(3) その他宇宙飛行士に係る業務に関すること（宇宙飛行士運用グループ及び宇宙飛行士健康管理グループの所掌に属するものを除く。）。

（宇宙医学生物学研究グループの業務）

第 86 条の 2　宇宙医学生物学研究グループは、次の業務を行う。

(1) 宇宙医学及び生体の宇宙環境適応に係る研究（研究データの管理に関することを含む。）及び開発に関すること。

(2) 前号に係る宇宙実験の実施に関すること。

(3) 前２号に必要な技術及び実験装置・機器の研究及び開発に関すること。

(4) 前各号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。

(5) 前各号の業務の実施に係る運用要員(有人宇宙技術部門長が特に必要と認める者に限る。）及び研究対象者の医学管理に関すること。

(6) 前各号の業務を実施するために必要な国内外の大学及び研究機関との連携に関すること。

（有人システム安全・ミッション保証室の業務）

第 87 条　有人システム安全・ミッション保証室は、有人宇宙技術部門の業務に係るシステム安全

及びミッション保証に関する次の業務(プロジェクトチーム及び S&MA 総括の所掌に属するものを除く。)を行う。

(1) 計画の企画、立案及び進行管理に関すること（基準の設定を含む。)。

(2) 解析及び評価に関すること。

(3) 審査、認定及び確認に関すること。

(4) 前三号のほか、有人システムに係るシステム安全及びミッション保証に関すること。

２　有人システム安全・ミッション保証室は、人を対象とする研究開発に係る国の指針に基づく審査等に関する業務を行う。

（ヒューストン駐在員事務所の業務）

第 88 条　ヒューストン駐在員事務所は、国際宇宙ステーション計画に係る次の業務を行う。

(1) 国際間のプロジェクト管理に関する NASA のプログラムオフィス（以下、「PO」という。）との調整に関すること。

(2) 全体システム設計、利用及び運用等に関する PO との技術調整並びにジョンソン宇宙センター（以下、「JSC」という。）との各種技術調整に関すること。

(3) PO 及び JSC からの技術情報の入手及びその内容の確認に関すること。

(4) 日本の情報の PO 及び JSC への提供に関すること。

(5) 欧州宇宙機関及びカナダ等から PO 及び JSC に派遣された外国機関の職員との情報交換に関すること。

(6) JSC における日本人宇宙飛行士の選抜及び訓練に係る業務の支援に関すること。

(7) その他宇宙実験計画及び宇宙ステーション計画の実施のために必要な事項に関すること。

(8) JEM、新型宇宙ステーション補給機及び ISS 搭載実験装置等に関する PO との技術調整に関すること。

（モスクワ技術調整事務所の業務）

第 89 条　モスクワ技術調整事務所は、ロシアソユーズ宇宙船ミッション等に係る次の業務を行う。

(1) ロシア宇宙庁（以下、「FSA」という。）その他の旧ソ連諸国の宇宙関係機関との各種技術調整及び技術情報の交換に関すること。

(2) 旧ソ連諸国における NASA 及び欧州宇宙機関等との各種技術調整及び技術情報の交換に関すること。

(3) 旧ソ連諸国における宇宙飛行士の訓練に係る業務の支援に関すること。

(4) 宇宙飛行士のロシアソユーズ宇宙船への搭乗・帰還時に係る業務の支援に関すること。

(5) 前各号の他、国際宇宙ステーション計画及び宇宙実験の実施のために必要な事項に関すること。

(6) ロシアソユーズ宇宙船ミッション以外の事項に係る FSA その他の旧ソ連諸国の宇宙関係機関並びに当該地域における NASA 及び欧州宇宙機関等との情報交換及び連絡調整に関すること。

（宇宙科学研究所の業務）

第 90 条　宇宙科学研究所（以下、本条から第 117 条において「研究所」という。）は、大学との共同等による宇宙科学に関する学術研究（国際宇宙探査に関するものを含む。)、大学の要請に

応じた大学院教育への協力、科学衛星をはじめとする各種宇宙科学プロジェクト推進及び専門技術に関する研究開発等の業務（国際宇宙探査に関するものを含む。）並びに相模原キャンパスの管理業務を行う。

（科学推進部の業務）

第 91 条　科学推進部は、月面及び火星における科学に関するものを含む研究所の業務を管理・推進するほか、相模原キャンパスの管理業務を行うため、次の業務を行う。

(1) 研究所の業務に係る全体の方針及び中長期計画等の企画、立案、進行管理及び評価に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(2) 部門内プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討に関すること。

(3) 機構プロジェクト及び研究開発プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討の支援に関すること。

(4) 研究所の業務に係る全体調整、取りまとめ及び内外との連絡に関すること。

(5) 研究所全体の予算の配算、資金計画管理及び進行管理に関すること。

(6) 研究所の業務に係る産業振興及び大学等連携に関すること（施設等供用に係る調整及び促進並びに知的財産の活用促進を含む。）。

(7) 研究所の業務に係る協定及び共同研究の取りまとめに関すること（調達部プロジェクト調達室の所掌に属するものを除く。）。

(8) 教育職の人事に関する連絡調整に関すること。

(9) 宇宙科学評議会及び宇宙科学運営協議会の庶務に関すること。

(10) 研究所の国際協力及び宇宙科学国際調整主幹の行う業務の支援に関すること。

(11) 研究所の国際間における人材交流に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(12) 宇宙科学プログラムに関する業務に係る支援等に関すること（プロジェクト等の審査の事務に関することを含み、他の所掌に属するものを除く。）。

(13) 大学共同利用システムとして行う業務に関すること。

(14) 研究委員会の事務に関すること。

(15) 研究所の大学院教育協力に関すること。

(16) 総合研究大学院大学との連絡調整に関すること。

(17) 研究所における総合研究大学院大学附属図書館に関すること。

(18) 研究所の業務に係る広報（研究所における他の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(19) 研究所の研究活動に係る出版物・技術資料に係る研究所内調整及び事務に関すること。

(20) 研究所の業務に係る渉外に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(21) 地元及び漁業関係者への対応に関すること。

(22) 相模原キャンパスに置かれる組織に係る役員の秘書、公印及び文書管理（他の所掌に属するものを除く。）、福利厚生、社屋等管理及びエリア管理、内外との連絡調整及び渉外、高圧ガス、危険物、放射線等に係る法定手続きの支援、労働安全衛生管理及び環境管理の実施並びに取りまとめに関すること。

(23) 相模原キャンパスの一般公開に関すること。

(24) 研究所の業務に係るセキュリティ管理（エリア管理を除く。）及び情報化の推進に関すること。

(25) 研究所の業務に係る安全審査（安全審査委員会専門部会の所掌を除く。）に関すること。

(26) 研究所の業務に係る品質マネジメントシステムの構築支援、維持及び運用に関すること。

(27) 前各号のほか、相模原キャンパスに置かれる組織に係る業務のうち、他の所掌に属さないこと。

２　科学推進部は、機構の科学研究費補助金事務の対外的窓口及び取りまとめ並びに研究所が取り扱う機構外の競争的研究費等に関する業務を行う（科学研究費補助金の事務に関することを含み、他の所掌に属するものを除く。）。

３　科学推進部は、大学との連携を推進するため、次の業務を行う。

(1) 機構全体の大学との連携に係る調整、取りまとめ及び推進に関すること。

(2) 理工学分野及び人文・社会科学分野における機構全体の大学との連携の支援及び促進に関すること。

（研究系の業務）

第 92 条　第 93 条から第 97 条に定める研究系は、各条に定められた学術研究における、世界的な研究成果の創出及び宇宙科学研究の発展のため、次の業務を行う。

(1) 新しいプロジェクト等の立ち上げを目指した基礎研究及び要素技術研究に関すること。

(2) 観測・計測機器、搭載機器、要素技術及びシステム等の研究に関すること。

(3) プロジェクト等の実施に伴う研究に関すること。

(4) プロジェクト等の成果を用いた研究に関すること。

(5) 前各号に定める学術研究の総合的な実施に関すること。

(6) 前各号に関連する研究グループの形成、外部資金の獲得等の研究環境の改善及びその他の研究活動の推進（定常運用終了後の人工衛星の管制運用を含む。）に関すること（プロジェクトチームの所掌に属するものを除く。）。

(7) 人材の育成に関すること。

(8) 大学院教育への協力に関すること。

（宇宙物理学研究系の業務）

第 93 条　宇宙物理学研究系は、宇宙物理学の学術研究に関する業務を行う。

（太陽系科学研究系の業務）

第 94 条　太陽系科学研究系は、太陽、地球を含む太陽系天体についての学術研究に関する業務を行う。

（学際科学研究系の業務）

第 95 条　学際科学研究系は、宇宙科学の複数の分野にまたがる、又は宇宙科学と周辺領域にまたがる学際領域、及び新たな宇宙科学分野の学術研究に関する業務を行う。

（宇宙飛翔工学研究系の業務）

第 96 条　宇宙飛翔工学研究系は、宇宙飛翔に関わる工学技術及び宇宙システムについての学術研究に関する業務を行う。

（宇宙機応用工学研究系の業務）

第 97 条　宇宙機応用工学研究系は、宇宙機に関わる工学技術、地上システム技術及びそれらの応用についての学術研究に関する業務を行う。

（宇宙科学プログラム室の業務）

第 98 条　宇宙科学プログラム室は、宇宙科学プログラムに係る次の業務を行う。

(1) プロジェクト等に係る準備に関すること。

(2) 部門内プロジェクトの実施に関すること。

(3) 機構プロジェクト及び部門内プロジェクトの進行管理に関すること。

(4)システムズエンジニアリング活動に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

第 99 条　削除

（研究所のプロジェクトチームの業務）

第 100 条　研究所に置かれる次のプロジェクトチームは、各チームの名称に冠した各衛星等に関する開発及びこれに付随する試験、施設及び設備並びに品質保証等に関する業務を行う。

Bepi Colombo プロジェクトチーム

X 線分光撮像衛星（XRISM）プロジェクトチーム

火星衛星探査機プロジェクトチーム

深宇宙探査技術実証機（DESTINY^{+}）プロジェクトチーム

高感度太陽紫外線分光観測衛星（SOLAR-C）プロジェクトチーム

（大学共同利用実験調整グループの業務）

第 101 条　大学共同利用実験調整グループは、次の業務を行う。

(1) 大学共同利用設備に係る基本方針の策定並びに計画の企画、立案及び調整に関すること。

(2) 大学共同利用設備の利用調整、維持、更新及び計画の運用に関すること。

（専門・基盤技術グループの業務）

第 101 条の 2　専門・基盤技術グループは、次の業務を行う。

(1) 研究所における専門技術の研究開発に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(2) 研究所における専門技術に係るプロジェクト等の支援に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(3) 各種試験技術の開発及び運用に関すること。

(4) 各種試験設備（大学共同利用試験装置を含む。）の開発及び運用に関すること。

(5) 観測ロケット及び大気球等の研究並びにこれらに係る搭載機器の研究開発及び運用に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(6) その他前号に必要な地上設備及び試験に関すること。

（先端工作技術グループの業務）

第 101 条の 3　先端工作技術グループは、次の業務を行う。

(1) 宇宙機に要求される機械加工技術、精密加工技術及び精密測定技術に関すること。

(2) 前号に関連する設計支援に関すること。

(3) 先端試作工場、エレクトロニクスショップ及びナノエレクトロニクス設備の管理運用に関すること。

(4) 前３号に付帯する業務に関すること。

（大気球実験グループの業務）

第 102 条　大気球実験グループは、次の業務を行う。

(1) 大気球を利用した研究計画の策定に関すること。

(2) 大気球を利用した実験の実施に関すること。

(3) 大気球の開発及び試験に関すること。

(4) 前２号に必要な地上設備に関すること。

（観測ロケット実験グループの業務）

第 103 条　観測ロケット実験グループは、次の業務を行う。

(1) 観測ロケットを利用した研究計画の策定に関すること。

(2) 観測ロケットを利用した実験の実施に関すること。

(3) 観測ロケットの開発及び試験に関すること。

(4) 前２号に必要な地上設備に関すること。

（能代ロケット実験場の業務）

第 104 条 能代ロケット実験場は、能代ロケット実験場に係る次の業務を行う。

(1) 実験の実施、解析及び関連する設備・実験手法等の研究開発に関すること。

(2) 設備の維持、管理及び運営に関すること。

(3) 能代ロケット実験場における社屋等管理及びエリア管理、内外との連絡調整及び渉外、安全管理及び環境管理並びに広報等に関すること。

（あきる野実験施設の業務）

第 104 条の 2 あきる野実験施設は、あきる野分室に係る次の業務を行う。

(1) 実験手法等の研究開発に関すること。

(2) 設備の維持、管理及び運営に関すること。

（科学衛星運用・データ利用ユニットの業務）

第 105 条　科学衛星運用・データ利用ユニットは、次の業務を行う。

(1) 科学衛星、探査機及び観測ロケットの運用並びに観測データの収集、処理及び活用の推進に関すること（プロジェクトチーム及び研究系の所掌に属するものを除く。）。

(2) 研究所のプロジェクト等（終了したプロジェクト等を含む。）に係る信頼性管理情報及び宇宙科学関連資料に関するデータベースシステムの構築及び維持管理に関すること。

(3) 学術研究のための情報処理システム及びネットワークシステムの運用及び管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(4) 前３号に規定する各システムを大学共同利用システムの下で利用する研究者の支援に関すること。

第 106 条　削除

第 107 条　削除

（月惑星探査データ解析グループの業務）

第 108 条　月惑星探査データ解析グループは、次の業務を行う。

(1) 月惑星探査データの高次処理及び活用の推進に関すること（科学衛星運用・データ利用ユニットの所掌に属するものを除く。）。

(2) 月惑星探査データの解析技術の研究開発及びデータの分析に基づく研究に関すること。

(3) 月惑星探査データの解析計画の策定に向けた研究活動の支援に関すること。

(4) 前３号に付帯する業務に関すること。

（地球外物質研究グループの業務）

第 109 条　地球外物質研究グループは、次の業務を行う。

(1) 探査機が回収した試料の処理、保存及び活用の推進に関すること（プロジェクトチームの所掌に属するものを除く。）。

(2) 地球外物質の試料の分析技術の研究開発及び試料の分析に基づく研究に関すること。

(3) 地球外物質の回収計画の策定に向けた研究活動の支援に関すること。

(4) 前各号の業務に係る人材育成に関すること。

(5) 第 1 号から第 3 号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。

（深宇宙追跡技術グループの業務）

第 110 条　深宇宙追跡技術グループは、次の業務を行う。

(1) 深宇宙追跡及び軌道決定等に関するプロジェクト等の支援に関すること

(2) 深宇宙追跡に関する情報管理、計画立案及び技術の蓄積に関すること。

(3) 将来の深宇宙に係る通信技術及び追跡技術並びに深宇宙探査地上局の研究に関すること。

(4) 前３号に付帯する業務に関すること。

第 111 条から第 117 条まで　削除

（航空技術部門の業務）

第 118 条　航空技術部門は、航空プログラムの推進、機構内外の人材及び技術を糾合して、航空分野における成果の社会実装を目指した先行的な研究開発（以下「航空イノベーション」という。）及び航空基盤技術に関する研究開発に関する業務並びに調布航空宇宙センターの管理業務を行う。

(事業推進部の業務)

第 119 条　事業推進部は、部門の業務を管理・推進するほか、調布航空宇宙センターの管理業務を行うため、次の業務を行う。

(1) 部門の業務に係る全体の方針及び中長期計画等の企画、立案、進行管理及び評価の取りまとめに関すること。

(2)部門内プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討の支援に関すること。

(3) 機構プロジェクト及び研究開発プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討の支援に関すること。

(4) 部門の業務に係る全体調整、取りまとめ及び内外との連絡に関すること。

(5) 部門の予算の配算、資金計画管理及び進行管理に関すること。

(6) 部門の業務に係る産業振興及び大学等連携に関すること(施設等供用に係る調整及び促進、知的財産の活用促進並びに航空分野の研究者及び技術者等の人材育成に係る支援及び調整を含む。)。
(7) 部門が取り扱う機構外の競争的研究費等に関すること（科学研究費補助金の事務に関することを含む。)。
(8) 部門の業務に係る協定及び共同研究の取りまとめに関すること（調達部プロジェクト調達室の所掌に属するものを除く。)。
(9) 航空分野における外部機関への技術協力業務の推進に関すること。
(10) 部門の業務に係る広報に関すること（部門における他の所掌に属するものを除く。)。
(11) 部門の研究活動に係る出版物・技術資料に係る研究所内調整及び事務に関すること。
(12) 調布航空宇宙センターに置かれる組織に係る役員の秘書、公印・文書管理（他の所掌に属するものを除く。)、福利厚生、社屋等管理及びエリア管理、内外との連絡調整及び渉外、高圧ガス、危険物、放射線等に係る法定手続きの支援、労働安全衛生管理及び環境管理の実施並びに取りまとめに関すること。
(13) 調布航空宇宙センターの一般公開に関すること。
(14) 部門の業務に係るセキュリティ管理（エリア管理を除く。）及び情報化の推進に関すること。
(15) 部門の業務に係る安全審査（安全審査委員会専門部会の所掌を除く。）に関すること。
(16) 部門の業務に係る品質マネジメントシステムの構築支援、維持及び運用に関すること。
(17) 前各号のほか、調布航空宇宙センターに置かれる組織に係る業務のうち、他の所掌に属さないこと。

（飛行安全推進グループの業務）
第 119 条の 2　飛行安全推進グループは、機構が保有する実験用航空機の運航に係る安全管理に関する業務を行う（他の所掌に属するものを除く。)。

第 120 条から第 122 条まで　削除

（航空プログラム室の業務）
第 122 条の 2　航空プログラム室は、航空プログラムに係る次の業務を行う。
(1) プロジェクト等に係る準備に関すること。
(2) 機構プロジェクト、研究開発プロジェクト及び部門内プロジェクトの管理に関すること。
(3) システムズエンジニアリング活動に関すること（他の所掌に属するものを除く。)。

（航空機用メガワット級電動ハイブリッド推進システム技術実証(MEGAWATT)プロジェクトチームの業務）
第 122 条の 3　航空機用メガワット級電動ハイブリッド推進システム技術実証(MEGAWATT)プロジェクトチームは、航空機用メガワット級電動ハイブリッド推進システム技術実証(MEGAWATT)に係る研究開発及びこれに付随する試験、施設及び設備並びに品質保証等に関する業務を行う。

（ロバスト低ブーム超音速機設計技術実証（Re-BooT）プロジェクトチームの業務）
第 122 条の 4　ロバスト低ブーム超音速機設計技術実証（Re-BooT）プロジェクトチームは、ロバ

スト低ブーム超音速機設計技術実証（Re-BooT）に係る研究開発及びこれに付随する試験、施設及び設備並びに品質保証等に関する業務を行う。

（航空機 DX 技術実証（XANADU）プロジェクトチームの業務）
第 122 条の 5　航空機 DX 技術実証（XANADU）プロジェクトチームは、航空機の設計及び認証プロセスの革新並びにプロセス統合に係る研究開発及びこれに付随する試験、施設及び設備並びに品質保証等に関する業務を行う。

（航空基盤企画室の業務）
第 123 条　内外の技術動向を踏まえた、航空基盤技術並びに部門における施設及び設備に係る研究開発戦略の企画及び立案に関すること。
２ 部門における施設及び設備のうち、大型試験設備等の強化に係る企画、立案及び推進に関すること。

（航空基盤技術組織の業務）
第 124 条　第 125 条から第 127 条に定める航空基盤技術組織は、各条に定められた航空基盤技術に関し、次の業務を分野横断的に実施する。
(1) 航空イノベーション又はプロジェクト等を目指した先行的な研究開発に関すること。
(2) 航空基盤技術に係る研究開発に関すること。
(3) 前 2 号に関連する施設及び設備の整備、維持及び運用に関すること。
(4) 前各号に附帯する業務に関すること。

（空力推進統合技術ユニット）
第 125 条　空力推進統合技術ユニットは、空力推進分野における将来の機体システム及び要素技術に関し、前条に規定する業務を行う。

（構造・材料実証技術ユニット）
第 126 条　構造・材料実証技術ユニットは、構造材料 分野における航空機体技術、及び当該技術に係る認証技術に関し、第 124 条に規定する業務を行う。

（運航安全技術ユニット）
第 127 条　運航安全技術ユニットは、航空輸送の範囲拡大及び輸送以外の利用拡大に係るシステム及び要素技術に関し、第 124 条に規定する業務を行う。

第 128 条　削除

第 129 条　削除

（研究開発部門の業務）
第 130 条　研究開発部門は、将来のプロジェクト等を先導する技術の創出、基礎的・先端的技術強化のための研究開発及びプロジェクトの確実な実施のための技術開発支援に関する業務並びに機構全体の知的財産に関する業務を行う。

（研究戦略部の業務）

第 131 条　研究戦略部は、機構全体の研究開発を戦略的に進めるため、次の業務を行う。

(1) 内外の技術動向を踏まえた、機構全体の研究開発戦略の策定に関すること。

(2) 機構全体の研究計画の総合調整に関すること。

(3) 研究開発プロジェクトの企画及び立案に関すること。

２　研究戦略部は、機構全体の知的財産に関する業務を戦略的に行う。

（知的財産課の業務）

第 131 条の 2　知的財産課は、次の業務を行う。

(1) 知的財産に係る機構全体の基本方針の策定に関すること。

(2) 知的財産に係る機構全体の企画、立案及び総合調整に関すること。

(3) 知的財産の活用促進の取りまとめ及び管理に関すること。

（研究推進部の業務）

第 132 条 研究推進部は、部門の業務を管理・推進するため、次の業務を行う。

(1) 部門の業務に係る方針及び中長期計画等の企画、立案、進行管理及び評価の取りまとめに関すること。

(2) 部門の業務に係る調整、取りまとめ及び内外との連絡に関すること。

(3) 部門の予算の配算、資金計画管理及び進行管理に関すること。

(4) 部門の業務に係る産業振興及び大学等連携に関すること（施設等供用に係る調整及び促進並びに知的財産の活用促進を含む。）。

(5) 部門の業務に係る協定及び共同研究の取りまとめに関すること（調達部プロジェクト調達室の所掌に属するものを除く。）。

(6) 部門が取り扱う機構外の競争的研究費等に関すること（科学研究費補助金の事務に関することを含む。）。

(7) 部門の業務に係る広報及び渉外に関すること(部門における他の所掌に属するものを除く。)。

(8) 部門の研究活動に係る出版物・技術資料に係る部門内調整及び事務に関すること。

(9) 角田宇宙センターの管理に関すること。

(10) 部門の業務に係るセキュリティ管理（エリア管理を除く。）及び情報化の推進に関すること。

(11) 部門の業務に係る安全審査（安全審査委員会専門部会の所掌を除く。）に関すること。

(12) 部門の業務に係る品質マネジメントシステムの構築支援、維持及び運用に関すること。

(13) 前各号のほか、部門の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

(角田管理課の業務)

第 133 条　角田管理課は、角田宇宙センターに置かれる組織に関する次の業務を行う。

(1) 公印及び文書管理に関すること。

(2) 人事、給与及び福利厚生に関すること。

(3) 会計及び資産の管理に関すること。

(4) 社屋等管理及びエリア管理に関すること。

(5) 研究活動に係る出版物及び技術資料に関する本部内調整及び事務に関すること。

(6) 情報システムの整備及び運用に関すること。
(7) 内外との連絡調整及び渉外に関すること。
(8) 高圧ガス・危険物等の業務に係る法定手続きの支援に関すること。
(9) 労働安全衛生管理及び環境管理の実施並びに取りまとめに関すること。
(10) 広報に関すること。
(11) 前各号のほか、角田宇宙センターに置かれる組織に係る業務のうち、他の所掌に属さないこと。

(専門技術組織の業務)
第 134 条　第 135 条から第 138 条に定める専門技術組織は、各条に定められた専門技術を基盤とし、次の業務を分野横断的に実施する。
(1)機構内のプロジェクトチームその他のプロジェクト等又はプロジェクト等を目指す研究開発を行う組織と共同して行う研究開発に関すること。
(2) 将来システム等の課題の解決に向けた先導的研究に関すること。
(3) 創造的な研究を行う人材の育成に関すること。
(4) 前各号に関連する施設及び設備の開発、整備、維持及び運用に関すること。
(5) 前各号に関連する業務（他の所掌に属するものを除く。）

(第一研究ユニットの業務)
第 135 条　第一研究ユニットは、軌道、航法・誘導・制御、通信、電源、電子部品等の主に電気系技術に係る専門技術分野に関し、前条に規定する業務を行う。

(第二研究ユニットの業務)
第 136 条　第二研究ユニットは、熱、構造・機構、流体・空力、衛星推進、有人宇宙環境制御等の主に機械系技術に係る専門技術分野に関し、第 134 条に規定する業務を行う。

(第三研究ユニットの業務)
第 137 条　第三研究ユニットは、プログラム、数値シミュレーション、情報工学等の主に計算科学及びソフトウェア技術に係る専門技術分野に関し、第 134 条に規定する業務を行う。

(第四研究ユニットの業務)
第 138 条　第四研究ユニットは、前 3 条にかかわらず、宇宙輸送系技術に係る専門技術分野に関し、第 134 条に規定する業務を行う。

(ミッションデザインユニットの業務)
第 139 条　ミッションデザインユニットは、次の業務を行う。
(1) 将来ミッションに係るシナリオ及び基礎的・先端的技術強化のための研究開発の成果に基づくプロジェクト等及び宇宙実証研究等に係るミッションの企画及び概念検討並びにそれらの機構横断的な活動及び対外連携に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
(2) サブシステム及び要素技術に対するシステム要求の検討に関すること。
(3) 宇宙実証研究等の支援に関すること。
(4) JAXA 宇宙技術実証加速プログラムに関すること。

(5) 前各号に附帯する業務に関すること。

第 140 条　削除

（センサ研究グループの業務）

第 141 条 センサ研究グループは、次の業務を行う。

(1) 地球観測センサの研究に関すること。

(2) 地球観測センサ要素技術の研究に関すること。

(3) 地球観測センサ共通的技術の研究に関すること。

(4) 前２号に係るプロジェクト等支援に関すること。

（部門のプロジェクトチームの業務）

第 141 条の 2　部門におかれる次のプロジェクトチームは、以下のチームの名称に冠した実験又は実証に関する研究開発又はシステムの開発及びこれらに付随する試験、施設及び設備、品質保証並びに運用等に関する業務を行う。

１段再使用飛行実験（CALLISTO）プロジェクトチーム

ISS 搭載ライダー実証（MOLI）プロジェクトチーム

商業デブリ除去実証（CRD2）フェーズ II プロジェクトチーム

大口径光学アンテナ合成開口地上実証(OSCAR-J)プロジェクトチーム

（国際宇宙探査センターの業務）

第 142 条　国際宇宙探査センターは、機構の国際宇宙探査に関する総合調整及び推進並びに国際宇宙探査に関するシステムの研究開発に関する業務を行う（有人宇宙技術部門及び宇宙科学研究所の所掌に属するものを除く。）。

（事業推進室の業務）

第 142 条の 2　事業推進室は、国際宇宙探査センターの業務を管理・推進するため、次の業務を行う。

(1) 国際宇宙探査センターの業務に係る方針及び中長期計画等の企画、立案、進行管理及び評価に関すること。

(2) 部門内プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討に関すること。

(3) 機構プロジェクト及び研究開発プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討の支援に関すること。

(4) 機構の国際宇宙探査に係る調整、取りまとめ及び内外との連絡に関すること。

(5) 国際宇宙探査センターの業務に係る予算の配算、資金計画管理及び進行管理に関すること。

(6) 国際宇宙探査センターの業務に係る協定及び共同研究の取りまとめに関すること（調達部プロジェクト調達室の所掌に属するものを除く。）。

(7) 国際宇宙探査センターの業務に係る産業振興及び大学等連携に関すること（知的財産の活用促進を含む。）。

(8) 国際宇宙探査センターの業務に係る広報及び渉外に関すること。

(9) 国際宇宙探査センターの業務に係るセキュリティ管理（エリア管理を除く。）及び情報化の推進に関すること。

(10)　国際宇宙探査センターの業務に係る安全審査（安全審査委員会専門部会の所掌を除く。）に関すること。
(11)　国際宇宙探査センターの業務に係る品質マネジメントシステムの構築支援、維持及び運用に関すること。
(12) 前各号のほか、国際宇宙探査センターの業務のうち、他の所掌に属さないこと。

（宇宙探査システム技術ユニットの業務）
第 142 条の 3　宇宙探査システム技術ユニットは、次の業務を行う。
(1)機構の国際宇宙探査シナリオの検討に関すること。
(2)機構プロジェクト及び研究開発プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討に関すること。
(3)機構の国際宇宙探査に関わるシステム研究に関すること（宇宙科学研究所に属するものを除く。）。

第 142 条の 4　削除

第 142 条の 5　削除

（宇宙探査イノベーションハブの業務）
第 142 条の 6　宇宙探査イノベーションハブは、機構内外の人材及び技術を糾合して、将来の国際宇宙探査に係る技術課題に対応した研究に関する業務を行う（国際宇宙探査センターの所掌に属するものを除く。）。

（筑波宇宙センター管理部の業務）
第 142 条の 7　筑波宇宙センター管理部は、筑波宇宙センターに置かれる組織の業務を管理するため、次の業務を行う。
(1) 役員の秘書に関すること。
(2) 公印及び文書管理に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
(3) 福利厚生に関すること。
(4) 社屋等管理及びエリア管理に関すること。
(5) 内外との連絡調整及び渉外に関すること。
(6) 高圧ガス、危険物、放射線等に係る法定手続きの支援に関すること。
(7) 労働安全衛生管理（ただし、産業保健に関することを除く。）及び環境管理の実施並びに取りまとめに関すること。
(8) 筑波宇宙センターの一般公開に関すること。
(9) 前各号の他、筑波宇宙センターに置かれる組織に係る業務のうち、他の所掌に属さないこと。

（広報部の業務）
第 142 条の 8　広報部は、広報普及に関する業務を行う（機構全体の広報に係る総合調整及び取りまとめ並びに事業所における広報を含み、他の所掌に属するものを除く。）。

（企画・普及課の業務）

第 142 条の 9　企画・普及課は、次の業務を行う。
(1) 機構全体の広報に係る企画、立案及び総合調整に関すること。
(2) 機構全体の広報計画の企画、立案及び総合調整に関すること。
(3) 宇宙航空に係る理解増進に関すること。
(4) 前３号に基づく機構外への情報発信を含む広報の実施に関すること。
(5) 部の庶務に関すること。
(6) 前各号のほか、広報に係る業務のうち、他の所掌に属さないこと。

（報道・メディア課の業務）
第 142 条の 10　報道・メディア課は、報道対応及びメディア対応に関する業務を行う。

（調査国際部の業務）
第 142 条の 11　調査国際部は、海外との連絡及び渉外、国際協力並びに内外の動向調査に関する業務を行う（他の所掌に属するものを除く。）。

（国際課の業務）
第 142 条の 12 国際課は、次の業務を行う。
(1) 海外との連絡及び渉外に関すること。
(2) 国際協力に関すること。
(3) 国際協定に関すること。
(4) 部の庶務に関すること。
(5) 前各号のほか、調査国際部の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

（調査分析課の業務）
第 142 条の 13　調査分析課は、宇宙航空に関する内外の動向調査、分析及びその結果の情報発信に関する業務を行う。

（ワシントン駐在員事務所の業務）
第 142 条の 14　ワシントン駐在員事務所は、米国（ヒューストン駐在員事務所の所掌に属するものを除く。）及びカナダに係る次の業務を行う。
(1) 関係機関との連絡調整に関すること。
(2) 宇宙航空の研究開発に関する動向調査及び情報収集に関すること。

（パリ駐在員事務所の業務）
第 142 条の 15　パリ駐在員事務所は、欧州地域（モスクワ技術調整事務所の所掌に属するものを除く。）に係る次の業務を行う。
(1) 関係機関との連絡調整に関すること。
(2) 宇宙航空の研究開発に関する動向調査及び情報収集に関すること。

（バンコク駐在員事務所の業務）
第 142 条の 16　バンコク駐在員事務所は、アジア諸国に係る次の業務を行う。
(1) 関係機関との連絡調整に関すること。
(2) 宇宙航空の研究開発に関する動向調査及び情報収集に関すること。

（新事業促進部の業務）
第 143 条　新事業促進部は、次の業務を行う（他の所掌に属するものを除く。）。
(1) 産業振興に係る機構全体の基本方針の策定、宇宙産業の競争力強化、産業の裾野拡大及び宇宙利用拡大等に資する事業の推進及びその他機構の産業振興に関する業務
(2) 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成２０年法律第６３号）の定めにより実施する出資並びに人的及び技術的援助（以下「出資等」という。）に関する業務

（企画調整課の業務）
第 144 条　企画調整課は、次の業務を行う。
(1) 産業振興に係る機構全体の基本方針の策定に関すること。
(2) 産業振興に係る機構全体の総合調整、取りまとめ及び推進に関すること。
(3) 宇宙産業の競争力強化、宇宙航空産業に係る裾野拡大及び宇宙利用拡大等に資する事業の企画、立案及び取りまとめに関すること。
(4) 宇宙産業の競争力強化に係る事業の推進に関すること（宇宙システムのパッケージによる海外展開を含む。）。
(5) 地方公共団体との連携に係る窓口業務、調整、取りまとめ及び推進に関すること。
(6) 部の庶務に関すること。
(7) 前各号のほか、新事業促進部の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

(事業支援課の業務)
第 144 条の 2　事業支援課は、次の業務を行う（他の所掌に属するものを除く。）。
(1) 宇宙産業に係る裾野拡大及び宇宙利用拡大等に資する事業の推進に関すること。
(2) 民間事業者等の要請等に基づく事業に係る窓口業務、調整、取りまとめ及び推進に関すること。
(3) 軌道上実証プログラムに係る民間打上げ事業者支援に関すること。
(4) 出資等に関すること。

(事業開発グループの業務)
第 145 条　事業開発グループは、宇宙イノベーションパートナーシップ（J-SPARC）の企画、立案及び実施に関することを行う。

（チーフエンジニア室の業務）
第 146 条　チーフエンジニア室は、機構全体の総合的な技術判断、連携及び協力を推進するため、次の業務を行う。
(1) 機構全体のプロジェクトマネジメント及びシステムズエンジニアリング活動の取りまとめに関すること。
(2) 機構全体の研究開発マネジメントの推進に関すること。
(3) プログラム及びプロジェクトの独立的技術評価に関すること。
(4) プログラム横断的な技術課題の検討に関すること。
(5) 技術者への技術の蓄積及び継承の推進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
(6) 機構全体の研究開発に係る技術評価に関すること。

（エンジニアリンググループの業務）

第 147 条　エンジニアリンググループは、次の業務を行う。

(1) プロジェクトマネジメント及びシステムズエンジニアリングに係るプロセスの標準化に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(2) プログラム及びプロジェクトの評価に関すること。

(3) 機構全体のミッションロードマップに係る技術的側面からの検討支援に関すること。

(4) 機構全体の研究開発マネジメントのプロセス標準化、研究開発戦略の策定支援及び研究開発に係る技術評価に関すること。

(5) 機構全体のシステム技術・情報の蓄積及び活用推進に関すること。

（セキュリティ・情報化推進部の業務）

第 148 条　セキュリティ・情報化推進部は、セキュリティ管理の統括、情報化に係る計画の企画、立案、調整及び推進、業務系情報システム、共通的な情報システム、スーパーコンピュータシステム、プロジェクト系に共通な情報共有システム及び情報基盤の整備、情報システムセキュリティに係る共通対策、技術情報・図書の蓄積及び利用促進（研究開発部門研究戦略部知的財産課の所掌に属するものを除く。）並びに安全保障貿易管理に関する業務を行う。

（情報化推進課の業務）

第 149 条　情報化推進課は、次の業務を行う。

(1) 情報化に係る計画の企画、立案、調整及び推進に関すること。

(2) 機構が整備及び運用する情報システムに対する要求条件の定義の標準化、利用技術の標準化並びにシステム検査・監査の標準化等に関すること。

(3) 部の庶務に関すること。

(4) 前各号のほか、セキュリティ・情報化推進部の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

（スーパーコンピュータ活用課の業務）

第 150 条　スーパーコンピュータ活用課は、スーパーコンピュータシステムの整備及び運用並びに利用・評価等の技術の研究開発並びに利用促進に関する業務を行う。

（セキュリティ統括課の業務）

第 151 条　セキュリティ統括課は、次の業務を行う。

(1) セキュリティ管理に係る方針及び計画の企画、立案、調整及び推進に関すること。

(2) セキュリティ管理に係る業務の調整、支援、指導及び教育に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(3) 情報システムセキュリティに係る共通の対策の立案、調整、推進及び教育並びに監査の支援に関すること。

(4) 各部門・部等（第 5 条から第 10 条に定める機構の部門、部等の組織をいう。以下、「各部門・部等」という。）が整備及び運用する情報システム及びネットワークにおけるセキュリティ対策の審査に関すること。

(5) 個人情報保護に関すること（総務部総務課の所掌に属するものを除く。）

(6) 前各号のほか、セキュリティ管理に係る業務のうち、他の所掌に属さないこと。

（情報化基盤課の業務）

第 152 条　情報化基盤課は、次の業務を行う。

(1) 業務系情報システムの開発、整備及び運用に関すること。

(2) 業務系及びプロジェクト系に共通な情報システム及びプロジェクト系に共通な情報共有システムの開発、整備及び運用に関すること。

(3) 業務の効率化のための情報化に関すること。

(4) 共通的に整備する端末の整備及び管理に関すること。

(5) 共通的なネットワークシステムの整備、運用及び管理に関すること。

(6) 共通的な情報システム及び共通ネットワークに係るセキュリティの確保に関すること。

(7) 各部門・部等が整備・運用する情報システム及びネットワークにおけるセキュリティの確保の支援に関すること。

（輸出管理・技術情報課の業務）

第 153 条　輸出管理・技術情報課は、次の業務を行う。

(1) 安全保障貿易管理に関すること。

(2) 国内外の関係機関等との技術情報の交換に関すること。

(3) 機構内図書館及び図書室の連携及び取りまとめに関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(4) 機構の研究開発成果等の利用促進に関すること。

(5) 機構の研究開発成果等に係る出版物の出版及び利用促進に関すること。

(6) 研究開発業務に係る技術情報の蓄積、保管及び利用促進並びに管理系文書の蓄積及び保管に関すること。

（安全・信頼性推進部の業務）

第 154 条　安全・信頼性推進部は、次の業務を行う。

(1) 機構全体のシステム安全、軌道利用安全及びミッション保証活動の推進に関すること並びにそのために S&MA 総括が第 18 条第 2 項第 6 号に基づき実施する業務及び各部門・部等で実施するシステム安全、軌道利用安全及びミッション保証活動の推進に関する業務への支援に関すること。

(2) 機構全体の安全管理に係る技術的事項に関すること。

(3) 機構全体の環境経営推進及び品質マネジメントに関すること。

(4) 機構全体の部品総合プログラムに関すること。

(5) 機構全体の惑星等保護の推進に関すること。

(6) 契約書等に基づく機構外ミッションに対するミッション保証に係る技術支援に関すること。

（安全・信頼性推進グループの業務）

第 155 条　安全・信頼性推進グループは、次の業務を行う。

(1) システム安全、軌道利用安全及びミッション保証に係る業務の取りまとめに関すること。（ミッション保証技術グループの所掌に属するものを除く。）

(2) システム安全、軌道利用安全及びミッション保証に係る方針及び計画の企画、立案及び推進に関すること。

(3) システム安全、軌道利用安全及びミッション保証に係る基準等の企画、立案、調整及び維持に関すること（システム安全・軌道利用安全推進ユニットの所掌に属するものを除く。）。

(4) システム安全、軌道利用安全及びミッション保証に係る監査に関すること。
(5) システム安全、軌道利用安全及びミッション保証に係る教育及び訓練に関すること。
(6) 共通技術文書の制定及び維持に関すること。
(7) システム安全、軌道利用安全及びミッション保証管理手法の調査及び研究（評価解析に係るものを除く。）に関すること。
(8) 部の業務に係る調整、取りまとめ及び内外との連絡に関すること。（ミッション保証技術グループの所掌に属するものを除く。）
(9) 部の庶務に関すること。
(10) 前各号のほか、安全・信頼性推進部の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

（ミッション保証技術グループの業務）
第 156 条　ミッション保証技術グループは、次の業務を行う。
(1) 安全・信頼性情報システムに係る計画の企画、立案及び推進に関すること。
(2) 安全・信頼性情報システムの整備及び運用に関すること。
(3) システム安全、軌道利用安全及びミッション保証に係る情報の収集、分析及び評価に関すること。
(4) 計量管理の企画、立案及び推進に関すること。
(5) システム安全、軌道利用安全及びミッション保証に係る是正処置情報の各部門・部等への周知等並びに是正処置に係る各部門・部等の支援に関すること。
(6) システム安全、軌道利用安全及びミッション保証の評価解析手法に係る調査、研究及び開発に関すること。
(7) システム安全、軌道利用安全及びミッション保証の評価解析手法の適用に係る各部門・部等の支援に関すること。
(8) 宇宙用高圧ガス機器の適合審査に関すること。
(9) 安全管理に係る技術的事項（システム安全及び軌道利用安全を除く。）に係る業務に関すること。
(10) ミッション保証の評価解析手法の適用に係る機構外ミッションへの支援並びに調整、取りまとめ及び内外との連絡に関すること。

（システム安全・軌道利用安全推進ユニットの業務）
第 156 条の 2　システム安全・軌道利用安全推進ユニットは、次の業務を行う。
(1) システム安全に係る審査基準の制定、審査及び対外調整等に関すること。
(2) 惑星等保護に係る審査基準の制定、審査及び対外調整等に関すること。
(3) スペースデブリ対策その他の持続可能な軌道利用に係る基準（審査基準を含む。）の制定、審査及び対外調整等に関すること。
(4) 安全審査委員会の運営に関すること。

（環境経営・業務推進課の業務）
第 157 条　環境経営・業務推進課は、環境経営推進及び品質マネジメントに係る次の業務を行う。
(1) 方針、総合的な計画の企画、立案及び推進に関すること。
(2) 総合的な教育及び訓練に関すること。
(3) 機構に共通する基準等の企画、立案、調整及び維持に関すること。

(4) 関係機関との連絡及び調整に関すること。
(5) 監査に関すること。
(6) 情報の収集、分析及び評価に関すること。
(7) 前各号のほか、機構における環境経営推進及び品質マネジメントに係る業務の調整及び取りまとめに関すること。

2　環境経営・業務推進課は、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法令に係る手続き並びに同法令に係る内外との連絡及び調整に関する業務を行う。

（部品プログラムグループの業務）

第 158 条 部品プログラムグループは、次の業務を行う。
(1) 部品総合プログラムに係る業務の取りまとめに関すること
(2) 宇宙用部品の認定、利用促進及び安定供給並びに民生部品の宇宙転用に関すること。
(3) 宇宙用部品に関する国際調整に関すること。
(4) 海外製部品の品質問題等の調査及びリスク対策に関すること。
(5) 機構のプロジェクト等における部品適用方針の調整及びその適用状況の確認に関すること。
(6) 前各号に係る企画、実施計画の立案及び推進に関すること。

（施設部の業務）

第 159 条　施設部は、土木構築物、建築物及び建築に付帯する設備（以下、「施設」という。第 164 条までにおいて同じ。）の整備等について、各部門等の所掌に属するものを除き、次の業務を行う。
(1)施設の整備、維持及び運用に関すること。
(2)施設の老朽化・耐震対策、自然災害に対するリスク対策等（以下、「施設に関する対策」という。）に係る計画の立案及び実施に関すること。
(3)施設の整備、維持及び運用並びに施設に関する対策に係る基準の作成に関すること。
(4)施設の整備、維持及び運用に関する調査並びに技術研究開発に関すること。

2 前項の業務に加え、各部門等の所掌における前項第１号から第 2 号の業務に係る各部門等への助言を行う。

（施設推進課の業務）

第 160 条　施設推進課は、次の業務を行う（他の所掌に属するものを除く。）。
(1) 施設の整備計画に係る企画及び推進並びにこのうち新規計画の立案及び実施に関すること 。
(2) 施設に関する対策の企画及び推進に関すること
(3) 用地取得に係る計画の立案、実施及び許認可事務手続きに関すること。
(4) 施設の整備、維持及び運用並びに施設に関する対策に係る基準の作成に関すること。
(5) 施設の整備、維持及び運用に関する調査並びに技術研究開発に関すること。
(6) 施設の整備、維持及び運用並びに施設に関する対策に係る技術的な情報収集及び職員の技術力向上に関すること。
(7) 施設第１課、施設第２課及び射場施設課の業務支援に関すること。
(8) 部の庶務に関すること。
(9) 前各号のほか、施設部の業務で他の所掌に属さないこと。

2 前項の業務に加え、各部門等の所掌における前項第１号及び第２号の業務に係る各部門等への

助言を行う。

（施設第１課の業務）
第 161 条　施設第１課は、各部門等の所掌に属するものを除き、筑波宇宙センター、地球観測センター、勝浦宇宙通信所、沖縄宇宙通信所、臼田宇宙空間観測所、角田宇宙センター、上齋原スペースガードセンター及び美星スペースガードセンターに係る次の業務を行う（他の所掌に属するものを除く。）。
(1)既存施設の改修整備計画の立案及びその実施に関すること。
(2)施設に係る対策の立案及びその実施に関すること。
(3)施設の維持及び運用の実施に関すること。

２　施設第１課は、機構における施設の維持及び運用に係る基本方針の立案及び推進を行う。

(施設第２課の業務)
第 162 条　施設第２課は、各部門等の所掌に属するものを除き、調布航空宇宙センター、調布航空宇宙センター飛行場分室、名古屋空港飛行研究拠点、相模原キャンパス、能代ロケット実験場及びあきる野分室に係る次の業務（大樹町地区に係るものを含む。）に係る次の業務を行う（他の所掌に属するものを除く。）。
(1) 既存施設の改修整備計画の立案及びその実施に関すること。
(2) 施設に係る対策の立案及びその実施に関すること。
(3) 施設の維持及び運用の実施に関すること。

第 163 条　削除

（射場施設課の業務）
第 164 条　射場施設課は、各部門等の所掌に属するものを除き、種子島宇宙センター、内之浦宇宙空間観測所、増田宇宙通信所及び小笠原追跡所に係る次の業務を行う（他の所掌に属するものを除く。）。
(1) 既存施設の改修整備計画の立案及びその実施に関すること。
(2) 施設に係る対策の立案及びその実施に関すること。
(3) 施設の維持・運用の実施に関すること。
(4) 前号までの業務に係る品質、技術及び安全管理に関すること。

（周波数管理室の業務）
第 165 条　周波数管理室は、次の業務を行う。
(1) 無線通信に使用する周波数の企画、調整及び調査に関すること。
(2) 無線局の許認可申請及び管理に関すること。
(3) 前２号に掲げる関係機関等との連絡及び調整に関すること。

（追跡ネットワーク技術センターの業務）
第 166 条　追跡ネットワーク技術センターは、人工衛星（探査機を含む。）の追跡ネットワーク（地球観測データの受信・記録設備を含む。以下同じ。）運用並びにこれらの業務に係るシステムの開発、データの解析及び評価に必要な次の業務を行う（第一宇宙技術部門及び宇宙科学研究所

の所掌に属するものを除く。)。

(1) 計画の企画、立案及び部内外との調整に関すること。

(2) 追跡ネットワークの運用に関すること。

(3) 軌道決定、軌道予報及び軌道姿勢制御の運用に関すること。

(4) 追跡システム及び追跡共通技術の開発、整備及び維持管理に関すること。

(5) 機構内外の組織への追跡運用支援の実施に関すること。

(6) 内之浦宇宙空間観測所に置かれる追跡ネットワーク運用に必要な設備に関すること。

(7) 地球観測研究センターに置かれる追跡ネットワーク運用に必要な設備に関すること。

(8) 衛星リモートセンシングに係る法令の対象となる衛星のリモートセンシング装置から得られた記録のうち、追跡ネットワーク技術センターが取り扱うものに係る措置に関すること。

(運用管理課の業務)

第 167 条　運用管理課は、次の業務を行う。

(1) 宇宙通信所及び宇宙空間観測所の運営及び施設管理の取りまとめに関すること。

(2) 宇宙通信所(増田宇宙通信所を除く。)及び宇宙空間観測所の環境管理の取りまとめに関すること。

(3) 宇宙通信所(増田宇宙通信所を除く。)及び宇宙空間観測所におけるセキュリティ管理(エリア管理を除く。)の推進に関すること。

(4) 部の庶務に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、部の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

(増田宇宙通信所の業務)

第 168 条　増田宇宙通信所は、次の業務を行う。

(1) 追跡ネットワークの運用に関すること。

(2) 増田宇宙通信所の設備の保全に関すること。

(3) 増田宇宙通信所に係る広報に関すること。

(勝浦宇宙通信所の業務)

第 169 条　勝浦宇宙通信所は、次の業務を行う。

(1) 追跡ネットワークの運用に関すること。

(2) 勝浦宇宙通信所の施設及び設備の保全に関すること。

(3) 勝浦宇宙通信所における社屋等の管理及びエリア管理に関すること。

(4) 勝浦宇宙通信所に係る広報に関すること。

(沖縄宇宙通信所の業務)

第 170 条　沖縄宇宙通信所は、次の業務を行う。

(1) 追跡ネットワークの運用に関すること。

(2) 沖縄宇宙通信所の施設及び設備の保全に関すること。

(3) 沖縄宇宙通信所における社屋等の管理及びエリア管理に関すること。

(4) 沖縄宇宙通信所に係る広報に関すること。

(臼田宇宙空間観測所の業務)

第 171 条　臼田宇宙空間観測所は、次の業務を行う。

(1) 追跡ネットワークの運用に関すること。

(2) 臼田宇宙空間観測所の施設及び設備の保全に関すること。

(3) 臼田宇宙空間観測所における社屋等の管理及びエリア管理に関すること。

(4) 臼田宇宙空間観測所に係る広報に関すること。

（環境試験技術ユニットの業務）

第 172 条　環境試験技術ユニットは、次の業務を行う。

(1) 環境試験技術ユニットの業務に係る企画、立案及び環境試験技術ユニット内外との連絡調整に関すること。

(2) 試験技術の研究及び開発並びに試験検証に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(3) 大型環境試験設備等を用いた試験の計画及び実施に関すること。

(4) 前号の業務を実施するために必要な施設及び設備に関すること。

(5) 施設等供用に係る調整及び促進に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。

(6) 環境試験技術ユニットの業務に係る品質保証及び安全管理の実施に関すること。

（宇宙教育推進室の業務）

第 173 条　宇宙教育推進室は、青少年の人材育成・人格形成に広く貢献することを目的として、宇宙教育の活動に係る次の業務を行う（第 1 号から第 6 号に定める業務については、他の所掌に属するものを除く。）。

(1) 未就学児童、小中学生及び高校生への学校教育支援に関すること。

(2) 未就学児童、小中学生及び高校生への社会教育の実施及び支援に関すること。

(3) 海外における宇宙教育に関すること（前 2 号のうち、海外で行うものを除く。）。

(4) 前各号に係る指導者の育成に関すること。

(5) 高専生及び大学生への宇宙教育の実施に関すること。

(6) 学生、学生団体、教育関係者及び教育関係機関が宇宙航空分野の知識の修得を目的として行う活動の支援に関すること。

(7) 前各号に係る関係機関等との連携に関すること。

(8) 機構が行う宇宙教育（宇宙科学研究所の所掌に属するものを除く。）の取りまとめに関すること。

（プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討）

第 173 条の 2　第 20 条から前条までの所掌業務に加え、各部門・部等は、プロジェクトマネジメント規程に定めるところにより、プロジェクトに係るミッションの企画及び概念検討を実施することができる。

（宇宙戦略基金事業部の業務）

第 173 条の 3　宇宙戦略基金事業部は、「宇宙戦略基金基本方針」（令和６年４月２６日付内閣府、総務省、文部科学省及び経済産業省。）に基づき機構が宇宙分野の資金配分機関として民間企業や大学等を支援する事業（以下「基金事業」という。）に関する業務を行う。

（業務管理課の業務）

第 173 条の 4　業務管理課は、次の業務を行う。

(1) 基金事業に係る契約及び助成金の交付に関すること。

(2) 基金事業に係る知的財産の活用促進に関すること。

(3) 基金事業に係る公正推進に関すること。

(4) 部の業務に係る調整、取りまとめ及び内外との連絡に関すること（部における他の所掌に属するものを除く。）。

(5) 部の庶務に関すること。

(6) 前各号のほか、部の業務のうち、他の所掌に属さないこと。

（事業推進課の業務）

第 173 条の 5　事業推進課は、次の業務を行う。

(1) 基金事業に係る方針及び中長期計画等の企画、立案、進行管理及び評価の取りまとめに関すること。

(2) 基金事業に係る予算の配算、資金計画管理及び進行管理に関すること。

(3) 公募、採択及び採択された案件（以下、「採択案件」という。）に係る評価に関すること。

（企画推進課の業務）

第 173 条の 6　企画推進課は、次の業務を行う。

(1) 採択案件に係る目標達成及び成果創出に向けて必要な事業化の観点での調査分析及び支援に関すること（技術開発マネジメントグループの所掌に属するものを除く。）。

(2) 基金事業に係る広報及び渉外に関すること（部における他の所掌に属するものを除く。）。

（技術開発マネジメントグループの業務）

第 173 条の 7　技術開発マネジメントグループは、次の業務を行う。

(1) 採択案件に係る取組状況の進捗管理に関すること。

(2) 採択案件に係る目標達成及び成果創出に向けて必要な技術的な観点での調査分析、助言及び支援に関すること。

(3) 前２号のほか、基金事業に係る技術的な観点での支援に関すること。

第５章　職制

（部門長等）

第 174 条　部門に部門長を、宇宙科学研究所に宇宙科学研究所長をそれぞれ置き、理事をもって充てる。

２　部門長は部門の、宇宙科学研究所長は宇宙科学研究所の業務をそれぞれ掌理する。

３　宇宙科学研究所長は、相模原キャンパスにおける労働安全衛生及び高圧ガスその他の保安物に係る関係法令に基づく管理等並びに渉外対応業務を統括する。

４　航空技術部門長は、調布航空宇宙センターにおける労働安全衛生及び高圧ガスその他の保安物に係る関係法令に基づく管理等並びに渉外対応業務を統括する。

（部門長代理）

第 174 条の 2　部門に、部門長代理を置くことができる。

２　部門長代理は理事補佐をもって充てる。

３　部門長代理は、部門長を補佐し、その命を受け、部門の業務を統括する。

第 175 条　削除

（シニアフェロー）
第 176 条　機構に、特定の研究開発業務の重要な事項に参画するものとして、シニアフェローを置くことができる。
２　シニアフェローの担当業務は、別に定める。

（部長等）
第 177 条　部、センター（鹿児島宇宙センターを除く。）、室、ユニット、課及びグループに、それぞれ部長、センター長、室長、ユニット長、課長及びグループ長を置く。
２　部長、センター長、室長、ユニット長、課長及びグループ長は、それぞれ上司の命を受け、部、センター、室、ユニット、課又はグループの業務を統括する。
３　部及びセンターに次長を、室、ユニット、課及びグループに、それぞれ副室長、副ユニット長、副課長及び副グループ長を置くことができる。
４　次長、副室長及び副ユニット長は、それぞれ上司を補佐し、その命を受け、部、センター、室又はユニットの業務を総括整理する。
５　副課長及び副グループ長は、それぞれ課長又はグループ長を補佐し、その命を受け、課又はグループの業務を整理する。
６ 航空技術部門運航安全技術ユニット長は、名古屋空港飛行研究拠点における渉外対応業務を行うときは、名古屋空港飛行研究拠点長の呼称を使用することができる。
７　宇宙教育推進室長は、宇宙教育における渉外対応業務を行うときは、宇宙教育センター長の呼称を使用することができる。
８　衛星利用運用センター長は、西日本衛星防災利用研究センターにおける広報及び渉外対応を行うときは、西日本衛星防災利用研究センター長の呼称を使用することができる。

（ハブ長等）
第 178 条　イノベーションハブに、ハブ長を置く。
２　ハブ長は、上司の命を受け、イノベーションハブの業務を統括する。
３　イノベーションハブに副ハブ長、研究開発マネージャを置くことができる。
４　副ハブ長は、ハブ長を補佐し、その命を受け、イノベーションハブの業務を総括整理する。

（プロジェクトマネージャ等）
第 179 条　プロジェクトチームに、プロジェクトマネージャを置く。
２　プロジェクトマネージャは、上司の命を受け、プロジェクトチームの業務を統括する。
３　プロジェクトチームに、サブマネージャを置くことができる。
４　サブマネージャは、プロジェクトマネージャを補佐し、その命を受け、プロジェクトチームの業務を総括整理する。

（プリプロジェクトチーム長）
第 179 条の 2　プリプロジェクトチームに、プリプロジェクトチーム長を置く。

２　プリプロジェクトチーム長は、上司の命を受け、プリプロジェクトチームの業務を統括する。
３　プリプロジェクトチームに、副チーム長を置くことができる。
４　副チーム長は、プリプロジェクトチーム長を補佐し、その命を受け、プリプロジェクトチームの業務を総括整理する。

（ミッションマネージャ）
第 180 条　プロジェクトチーム又は衛星運用利用センターに、ミッションマネージャを置くことができる。
２　プロジェクトチームにおけるミッションマネージャは、プロジェクトマネージャを補佐し、その命を受け、ミッション要求に基づき、ユーザとの調整、ミッション機器及び地上システムの開発並びにミッション運用計画の立案に係る業務を統括する。
３　衛星運用利用センターにおけるミッションマネージャは、上司を補佐し、その命を受け、衛星利用運用センターの所管する人工衛星に関して、ミッション要求に基づき、ユーザとの調整及びミッション運用計画の立案に係る業務を行うとともに、衛星利用運用センターの所管する人工衛星のうち衛星リモートセンシングに係る法令の対象となる人工衛星に関しては、リモートセンシング装置の使用及び当該装置から得られた記録の取扱いに係る措置（他の組織が行う当該記録の取扱いに係る措置の取りまとめを含む。）に係る業務（受託によるものを含む。）を統括する。

（プロジェクトサイエンティスト）
第 181 条　プロジェクトチームにプロジェクトサイエンティストを置くことができる。
２　プロジェクトサイエンティストは、プロジェクトマネージャを補佐し、その命を受け、サイエンスミッションに係る業務を行うとともに外部機関との調整を行う。

（ファンクションマネージャ等）
第 182 条　プロジェクトチームにファンクションマネージャ及びファンクションサブマネージャを置くことができる。
２　ファンクションマネージャは、プロジェクトマネージャを補佐し、その命を受け、プロジェクトを構成する基本ファンクションに関する業務を統括する。
３　ファンクションサブマネージャは、ファンクションマネージャを補佐し、その命を受け、プロジェクトを構成する基本ファンクションにおける特定分野に係る業務を整理する。

（所長等）
第 183 条　次の組織に、所長を置き、また、所長代理を置くことができる。
ワシントン駐在員事務所
パリ駐在員事務所
バンコク駐在員事務所
鹿児島宇宙センター
内之浦宇宙空間観測所
ヒューストン駐在員事務所
モスクワ技術調整事務所

増田宇宙通信所
勝浦宇宙通信所
沖縄宇宙通信所
臼田宇宙空間観測所
能代ロケット実験場
あきる野実験施設
２　所長は、組織の業務を統括する。
３　所長代理は、所長を補佐し、その命を受け、組織の業務を整理する。

（計画マネージャ等）
第 184 条　プログラム管理を行う組織に、計画マネージャ又は計画サブマネージャを置くことができる。
２　計画マネージャは、上司を補佐し、その命を受け、プログラムの企画及び計画管理業務を統括する。
３　計画サブマネージャは、計画マネージャを補佐し、その命を受け、プログラムの企画及び計画管理業務における特定分野に係る業務を整理する。

（研究開発マネージャ等）
第 184 条の 2　研究開発を行う組織（プロジェクトチームを除く。）に、研究開発マネージャ又は研究開発サブマネージャを置くことができる。
２　研究開発マネージャは、上司を補佐し、その命を受け、特定研究開発領域に係るプログラムの企画及び計画管理業務を統括する。
３　研究開発サブマネージャは、研究開発マネージャを補佐し、その命を受け、特定研究開発領域に係るプログラムの企画及び計画管理業務における特定分野に係る業務を整理する。

（出納マネージャ等）
第 185 条　財務部に、出納マネージャを置く。
２　出納マネージャは、財務部長を補佐し、その命を受け、金銭及び有価証券の出納及び保管に関する業務（他の所掌に属するものを除く。）並びに資金の運用に関する業務を統括する。
３　財務部に出納サブマネージャを置くことができる。
４　出納サブマネージャは、出納マネージャを補佐し、その命を受け、金銭及び有価証券の出納及び保管に関する業務（他の所掌に属するものを除く。）並びに資金の運用に関する業務を整理する。

（エリアマネージャ等）
第 186 条　筑波宇宙センター管理部に、エリアマネージャ及びエリアサブマネージャを置くことができる。
２ エリアマネージャは、筑波宇宙センター管理部長を補佐し、その命を受け、事業所管理に係る業務を統括する。
３　エリアサブマネージャは、エリアマネージャを補佐し、その命を受け、事業所管理における特定分野に係る業務を整理する。

（参与等）
第 187 条　部門、部、室、その他の組織に、参与及び参事を置くことができる。
２　参与及び参事は、上司を補佐し、その命を受け、特定事項に関する業務を行う。

（シニアアドバイザー）
第 187 条の 2　部門、部、室、その他の組織に、シニアアドバイザーを置くことができる。
２　シニアアドバイザーは、上司を補佐し、その命を受け、特定事項に関する業務を行う。

（研究開発総括等）
第 188 条　研究開発業務を行う組織に、研究開発総括、研究開発上席、研究開発主幹又は研究開発サブリーダを置くことができる。
２　研究開発総括、研究開発上席及び研究開発主幹は、上司を補佐し、その命を受け、特定研究開発領域に係る業務を行う。
３　研究開発サブリーダは、上司を補佐し、その命を受け、特定研究開発領域における特定分野に係る業務を整理する。

第 189 条　削除

第 190 条　削除

第 191 条　削除

（総括医長等）
第 192 条　有人宇宙技術部門及び人事部に総括医長を、また、同部門宇宙飛行士運用技術ユニット、宇宙飛行士健康管理グループ及び人事部安全・健康課に、主幹医長、主任医長及び医長を置くことができる。
２　総括医長は、上司を補佐し、その命を受け、所掌に係る業務を総括整理する。
３　主幹医長は、上司を補佐し、その命を受け、所掌に係る業務を総括整理するとともに、自らもその所掌に係る専門的業務を行い、かつ部下を指導する。
４　主任医長及び医長は、上司を補佐し、その命を受け、所掌に係る業務を整理するとともに、自らもその所掌に係る専門的業務を行い、かつ部下を指導する。

（宇宙飛行士）
第 193 条　有人宇宙技術部門に、宇宙飛行士を置く。
２　宇宙飛行士は、次の業務を行う。
(1) 国際宇宙ステーション等への搭乗に係る業務。
(2) 宇宙飛行士としての資質及び能力の維持・向上に係る業務。
(3) 国際宇宙ステーションその他有人宇宙活動に関する施設、設備及び装置の開発に係る支援業務。
(4) 宇宙開発に係る広報に関する業務。

（研究飛行専門職等）

第 194 条　運航安全技術ユニットに、研究飛行専門職及び整備専門職を置く。
２　研究飛行専門職は、上司を補佐し、その命を受け、航空機操縦、航空情報管理及び運航技術に関する業務を行う。
３　整備専門職は、上司を補佐し、その命を受け、航空機の保守、整備及び運航技術に関する業務を行う。

（教授等）
第 195 条　宇宙科学研究所の各研究系に、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第 92 条に定められた大学の教授、准教授、助教及び助手に相当する職として、それぞれ教授、准教授、助教及び助手を置く。また、宇宙科学研究所以外の職員を教授、准教授、助教又は助手として兼務させることができる。さらに、必要に応じて、特任教授、特任准教授又は特任助教を置くことができる。
２　教授は、大学院学生を教授し、その研究を指導するとともに、研究に従事する。
３　准教授は、教授に準ずる職務に従事する。
４　助教は、教授又は准教授に準ずる職務に従事する。
５　助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
６　特任教授は、研究に従事するとともに、大学院学生を教授し、その研究を指導することができる。
７　特任准教授は、特任教授に準ずる職務に従事する。
８　特任助教は、特任教授又は特任准教授に準ずる職務に従事する。

（研究主幹）
第 196 条　宇宙科学研究所の各研究系に、研究主幹を置く。
２　研究主幹は、研究総主幹の命を受け、当該研究系の第 92 条から第 97 条に定める業務を統括する。研究主幹は教授が兼務する。

（理事補佐等）
第 197 条 機構に、別に定めるところにより、理事補佐、特別参与、イノベーションフェロー、宇宙航空プロジェクト研究員、国際トップヤングフェロー又はリサーチアシスタントを置くことができる。

（顧問等）
第 197 条の 2 機構に、別に定めるところにより、顧問、客員又は嘱託を委嘱により置くことができる。

第６章　その他

（本社及び事業所等）
第 198 条　機構に、本社のほか、一定の業務を継続的に行う場所として以下の事業所を置く。

名　　称	所　在　地	当該本社又は事業所を 主たる活動場所とする組織

本社	東京都調布市	ワーク・ライフ変革推進室 人事部 　職員課 財務部 　調布財務課 セキュリティ・情報化推進部 　スーパーコンピュータ活用課
東京事務所	東京都千代田区	監事室 経営企画部 　企画課 　推進課 　安全保障技術協力推進課 総務部 　総務課 　法務・コンプライアンス課 人事部（注１） 　人事課 調達部 　第二プロジェクト調達課 国際宇宙探査センター（注１） 　事業推進室 広報部 　企画・普及課 　報道・メディア課 調査国際部（注１） 　国際課 　調査分析課 新事業促進部 　企画調整課 　事業支援課 　事業開発グループ 周波数管理室 第二宇宙技術部門
筑波宇宙センター	茨城県つくば市	評価・監査部 人事部 　安全・健康課 財務部（注１） 　財務企画課 　筑波財務課 調達部（注１） 　調達戦略室 　プロジェクト調達室 　研究・事業調達室 宇宙輸送技術部門（注１） 　事業推進部 　宇宙輸送安全計画ユニット 　宇宙輸送系基盤開発ユニット 　イプシロンロケットプロジェクトチーム 　H3 プロジェクトチーム

		第一宇宙技術部門 事業推進部 衛星システム開発ユニット JDRS プロジェクトチーム 技術試験衛星9号機プロジェクトチーム 地球観測プログラム戦略室 衛星利用運用センター 地球観測研究センター EarthCARE/CPR プロジェクトチーム 先進レーダ衛星プロジェクトチーム GOSAT-GW プロジェクトチーム 降水レーダ衛星プロジェクトチーム 高度計ライダープリプロジェクトチーム 高精度測位システムプロジェクトチーム 準天頂衛星システム第一期増強プロジェクトチーム 衛星測位システム技術ユニット 有人宇宙技術部門（注１） 事業推進部 宇宙環境利用推進センター 利用企画グループ 研究推進グループ 有人宇宙技術センター 宇宙船技術センター 自動ドッキング技術実証プロジェクトチーム ゲートウェイ居住棟プロジェクトチーム 月極域探査機プロジェクトチーム 有人与圧ローバーエンジニアリングセンター 宇宙飛行士運用技術ユニット 宇宙飛行士運用グループ 宇宙飛行士健康管理グループ 宇宙飛行士グループ 宇宙医学生物学研究グループ 有人システム安全・ミッション保証室 研究開発部門（注１） 研究戦略部 知的財産課 研究推進部（注１） 第一研究ユニット 第二研究ユニット 第四研究ユニット ミッションデザインユニット センサ研究グループ １段再使用飛行実験（CALLISTO）プロジェクトチーム

		ISS 搭載ライダー実証(MOLI)プロジェクトチーム 商業デブリ除去実証（CRD2）フェーズII プロジェクトチーム 大口径光学アンテナ合成開口地上実証(OSCAR-J)プロジェクトチーム 国際宇宙探査センター 宇宙探査システム技術ユニット 筑波宇宙センター管理部 チーフエンジニア室 エンジニアリンググループ セキュリティ・情報化推進部（注１） 情報化推進課 セキュリティ統括課 情報化基盤課 輸出管理・技術情報課 安全・信頼性推進部 安全・信頼性推進グループ ミッション保証技術グループ システム安全・軌道利用安全推進ユニット 環境経営・業務推進課 部品プログラムグループ 施設部（注１） 施設推進課 施設第１課 追跡ネットワーク技術センター（注１） 運用管理課 環境試験技術ユニット
調布航空宇宙センター	東京都調布市	航空技術部門（注１） 事業推進部 航空機 DX 技術実証（XANADU）プロジェクトチーム 航空基盤企画室 空力推進統合技術ユニット
相模原キャンパス	神奈川県相模原市	財務部 相模原財務課 宇宙科学研究所（注１） 科学推進部 宇宙物理学研究系 太陽系科学研究系 学際科学研究系 宇宙飛翔工学研究系 宇宙機応用工学研究系 宇宙科学プログラム室 Bepi Colombo プロジェクトチーム X 線分光撮像衛星（XRISM）プロジェクトチーム 火星衛星探査機プロジェクトチーム 深宇宙探査技術実証機（DESTINY^{+}）プ

		ロジェクトチーム 高感度太陽紫外線分光観測衛星（SOLAR-C）プロジェクトチーム 大学共同利用実験調整グループ 専門・基盤技術グループ 先端工作技術グループ 大気球実験グループ 観測ロケット実験グループ 科学衛星運用・データ利用ユニット 月惑星探査データ解析グループ 地球外物質研究グループ 深宇宙追跡技術グループ 研究開発部門 第三研究ユニット 宇宙探査イノベーションハブ 施設部 施設第２課 宇宙教育推進室
種子島宇宙センター	鹿児島県熊毛郡南種子町	宇宙輸送技術部門 鹿児島宇宙センター（注１） 管理課 射場安全グループ 打上管制安全評価ユニット 飛行安全ユニット 射場技術開発ユニット 施設部 射場施設課
内之浦宇宙空間観測所	鹿児島県肝属郡肝付町	宇宙輸送技術部門 鹿児島宇宙センター 内之浦宇宙空間観測所
角田宇宙センター	宮城県角田市	研究開発部門 研究推進部 角田管理課
能代ロケット実験場	秋田県能代市	宇宙科学研究所 能代ロケット実験場
増田宇宙通信所	鹿児島県熊毛郡中種子町	追跡ネットワーク技術センター 増田宇宙通信所
勝浦宇宙通信所	千葉県勝浦市	追跡ネットワーク技術センター 勝浦宇宙通信所
沖縄宇宙通信所	沖縄県国頭郡恩納村	追跡ネットワーク技術センター 沖縄宇宙通信所
臼田宇宙空間観測所	長野県佐久市	追跡ネットワーク技術センター 臼田宇宙空間観測所
地球観測センター	埼玉県比企郡鳩山町	―

（注１）本社を含む複数事業所等に設置される組織の主たる活動場所を示す。

２　機構に、以下の海外事務所を置く。

海　外　事　務　所	所　在　地	当該海外事務所を 主たる活動場所とする組織
ワシントン駐在員事務所	アメリカ合衆国コロンビア	調査国際部

	特別区	ワシントン駐在員事務所
パリ駐在員事務所	フランス共和国パリ市	調査国際部 パリ駐在員事務所
バンコク駐在員事務所	タイ王国バンコク市	調査国際部 バンコク駐在員事務所
ヒューストン駐在員事務所	アメリカ合衆国テキサス州 ヒューストン市	有人宇宙技術部門 ヒューストン駐在員事務所
モスクワ技術調整事務所	ロシア連邦モスクワ市	有人宇宙技術部門 モスクワ技術調整事務所

3　事業所に、以下の分室を置く。

事　業　所	名　　称	所　在　地	当該分室を主たる活動場所とする組織
種子島宇宙センター	小笠原追跡所	東京都小笠原村	―
筑波宇宙センター	西日本衛星防災利用研究センター	山口県宇部市	―
	上齋原スペースガードセンター	岡山県苫田郡鏡野町	―
	美星スペースガードセンター	岡山県井原市	―
調布航空宇宙センター	調布航空宇宙センター飛行場分室	東京都三鷹市	航空技術部門 飛行安全推進グループ 航空プログラム室 航空機用メガワット級電動ハイブリッド推進システム技術実証(MEGAWATT)プロジェクトチーム ロバスト低ブーム超音速機設計技術実証(Re-BooT)プロジェクトチーム 構造・材料実証技術ユニット 運航安全技術ユニット
	名古屋空港飛行研究拠点	愛知県西春日井郡豊山町	―
相模原キャンパス	あきる野分室	東京都あきる野市	宇宙科学研究所 あきる野実験施設
東京事務所	日本橋分室	東京都中央区	宇宙戦略基金事業部 業務管理課 事業推進課

			企画推進課 技術開発マネジメントグループ

附　則

この規程は、平成１５年１０月１日から施行する。

附　則（平成１６年１月５日　規程第１６－５号）

この規程は、平成１６年１月５日から施行する。

附　則（平成１６年３月２６日　規程第１６－２１号）

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年８月９日　規程第１６－４３号）

この規程は、平成１６年９月６日から施行する。ただし、第２３３条のうち、産学官連携部、広報部、国際部、周波数管理室については、平成１６年９月１３日から適用し、平成１６年９月１２日までの所在地は東京都港区とし、情報収集衛星システム開発グループについては、平成１６年９月２１日から適用し、平成１６年９月２０日までの所在地は東京都港区とする。

附　則（平成１６年９月３０日　規程第１６－４９号）

この規程は、平成１６年１０月１日から施行する。

附　則（平成１７年３月１４日　規程第１７－　７号）

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年３月１８日　規程第１７－１１号）

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年３月３１日　規程第１７－３１号）

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年４月５日　規程第１７－３５号）

この規程は、平成１７年４月５日より施行し、平成１７年４月１日より適用する。

附　則（平成１７年４月２５日　規程第１７－３７号）

この規程は、平成１７年５月１日より施行する。

附　則（平成１７年６月３０日　規程第１７－６４号）

この規程は、平成１７年７月１日から施行する。なお、第２３３条の臼田宇宙空間観測所所在地に関しては、平成１７年４月１日から適用する。

附　則（平成１７年９月１２日　規程第１７-９４号）

この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則（平成１７年９月２８日　規程第１７－９５号）

この規程は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則（平成１７年１０月４日　規程第１７－１３６号）

この規程は、平成１７年１０月４日から施行する。

附　則（平成１７年１１月１７日　規程第１７－１４１号）

この規程は、平成１７年１２月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月　９日　規程第１８－５号）

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。ただし、第６９条、第７１条、第７５条、第７８条から第８４条まで、第９８条、第９９条及び第２３３条第３項の表の改正規定は、平成１８年３月１５日から施行する。

附　則（平成１８年３月２３日　規程第１８－８号）

この規程は、平成１８年３月２３日より施行し、平成１８年３月１日より適用する。

附　則（平成１８年３月２７日　規程第１８－９号）

この規程は、平成１８年５月１日より施行する。

附　則（平成１８年４月６日　規程第１８－２３号）

この規程は、平成１８年４月６日より施行し、平成１８年４月１日より適用する。

附　則（平成１８年６月２日　規程第１８－３４号）

この規程は、平成１８年６月９日から施行する。

附　則（平成１８年６月１５日　規程第１８－３９号）

この規程は、平成１８年６月１５日より施行する。

附　則（平成１８年９月２２日　規程第１８－５２号）

この規程は、平成１８年１０月１日より施行する。ただし、第２３３条第３項の表の改正規定のうち、晴海分室については平成１８年１０月２９日から施行する。

附　則（平成１８年１２月２６日　規程第１８－６４号）

この規程は、平成１９年１月１日から施行する。

附　則（平成１９年３月３０日　規程第１９－１０号）

この規程は、平成１９年４月１日より施行する。

附　則（平成１９年４月２０日　規程第１９－２６号）

この規程は、平成１９年５月１日から施行する。

附　則（平成１９年６月１５日　規程第１９－４６号）

この規程は、平成１９年７月１日から施行する。

附　則（平成１９年７月１９日　規程第１９－５３号）

この規程は、平成１９年８月１日から施行する。

附　則（平成１９年７月３０日　規程第１９－５８号）

この規程は、平成１９年８月１日から施行する。

附　則（平成１９年８月２３日　規程第１９－６７号）

この規程は、平成１９年９月１日から施行する。

附　則（平成１９年９月２１日　規程第１９－７７号）

この規程は、平成１９年１０月１日から施行する。ただし、第１５条第２項第５号の改正規定は、平成１９年１０月１日から施行し、平成１９年７月１０日から適用する。

附　則（平成１９年１２月２１日　規程第１９－８９号）

この規程は、平成２０年１月１日から施行する。

附 則（平成２０年２月１４日 規程第２０－２号）

１ この規程は、平成２０ 年４ 月１ 日から施行する。

２ 本規程による組織名、業務実施責任者名及び職制名（以下、「組織名等」という。）の変更に伴い、制文規程第３ 条から第７ 条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定のうち、組織名等のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正するものとする。

附　則（平成２０年３月２７日　規程第２０-２２号）

この規程は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２０年６月２７日　規程第２０－６４号）

この規程は、平成２０年７月１日から施行する。

附　則（平成２０年９月２９日　規程第２０－７３号）

この規程は、平成２０年１０月１日から施行する。

附　則（平成２０年１０月２７日　規程第２０－７９号）

この規程は、平成２０年１０月２７日から施行する。

附　則（平成２０年１１月５日　規程第２０－８５号）

この規程は、平成２０年１１月５日から施行し、平成２０年１１月１日から適用する。

附　則（平成２０年１２月２５日　規程第２０－９４号）

この規程は、平成２１年１月１日から施行する。

附　則（平成２１年２月１８日 規程第２１－４号）

１ この規程は、平成２１ 年４ 月１ 日から施行する。

２ 本規程による組織名、業務実施責任者名及び職制名（以下、「組織名等」という。）の変更に伴い、制文規程第３ 条から第７ 条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定のうち、組織名等のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正するものとする。

附　則（平成２１年６月１日　規程第２１-１９号）

この規程は、平成２１年６月８日から施行する。ただし、第５９条の３第１項第９号、第２３３条第１項の表中の筑波宇宙センター及び同条第３項の表中の調布航空宇宙センター飛行場分室に係る改正規定は平成２１年７月６日から施行する。

附　則（平成２１年６月５日　規程第２１－２４号）

この規程は、平成２１年６月５日から施行する。

附　則（平成２１年７月２７日 規程第２１－３０号）

１ この規程は、平成２１ 年８ 月１ 日から施行する。

２ 本規程によるＳＥＬＥＮＥプロジェクトチームの廃止に伴う制文規程第３ 条から第７ 条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定の改正は、本規程によるものとする。

附　則　（平成２１年９月２８日 規程第２１－３５号）

１ この規程は、平成２１年１０月１日から施行する。

附　則（平成２２年２月１０日　規程第２２-３号）

１　この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

２　本規程による組織名、業務実施責任者名及び職制名（以下、「組織名等」という。）の変更に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定のうち、組織名等のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正するものとする。

附　則（平成２２年７月２９日 規程第２２－４２号）

１ この規程は、平成２２年８ 月１ 日から施行する。

２ 本規程によるケネディ駐在員事務所の廃止に伴う制文規程第３ 条から第７ 条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定の改正は、本規程によるものとする。

附　則　（平成２２年１０月２７日 規程第２２－４６号）

１ この規程は、平成２２年１１月１日から施行する。

附　則　（平成２２年１１月１８日 規程第２２－４９号）

１ この規程は、平成２２年１２月１日から施行する。

附　則　（平成２３ 年２月１４日 規程第２３－２号）

１　この規程は、平成２３年４月１日から施行する。ただし、第 10 条、第 41 条、第 42 条、第 220 条の 4 及び第 233 条の筑波宇宙センターに置かれる組織の改正規定は、平成２３年７月 1 日から施行する。

２　本規程による組織名、業務実施責任者名及び職制名（以下、「組織名等」という。）の変更に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定のうち、組織名等のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正するものとする。

３　第 1 項の規定にかかわらず、第 120 条の 20 により新設するモスクワ技術調整事務所については、平成２３年４月１日の施行日前であっても、公印規程（規程第 15-22 号）に基づき、必要な公印を調製及び使用することができるものとする。

附　則　（平成２３年３月７日　規程第２３－５号）

１　この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

２　本規程による組織名の変更に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定のうち、組織名のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正するものとする。

附　則　（平成２３年３月２２日　規程第２３－８号）

１　この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則　（平成２３年３月３０日　規程第２３－１３号）

１　この規程は、平成２３年３月３０日から施行し、平成２３年２月２１日から適用する。

附　則（平成２３年４月１８日　規程第２３－２５号）

この規程は、平成２３年５月１日から施行する。ただし、第 32 条の総務部に係る改正規定は平成２３年４月１日から適用する。

附　則　（平成２３年６月２８日　規程第２３－３３号）

この規程は、平成２３年７月１日から施行する。

附　則　（平成２３年７月１９日　規程第２３－３８号）
この規程は、平成２３年８月１日から施行する。

附　則　（平成２３年７月２９日　規程第２３－４０号）
この規程は、平成２３年８月１日から施行する。

附　則　（平成２３年９月９日　規程第２３－４４号）
この規程は、平成２３年１０月１日から施行する。

附　則　（平成２４年１月１８日　規程第２４－３号）
この規程は、平成２４年２月１日から施行する。

附 則　（平成２４年２月１４日 規程第２４－５号）
１　この規程は、平成２４年 ４月１ 日から施行する。
２　本規程による組織名、業務実施責任者名及び職制名（以下、「組織名等」という。）の変更に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定のうち、組織名等のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正するものとする。

附　則　（平成２４年４月２４日　規程第２４－１９号）
この規程は、平成２４年５月１日から施行する。

附　則　（平成２４年５月２４日　規程第２４－２２号）
この規程は、平成２４年６月１日から施行する。

附　則　（平成２４年８月　３日　規程第２４－３６号）
この規程は、平成２４年８月１０日から施行する。ただし、第１７条の経営企画部に係る改正規定は平成２４年７月１２日から適用する。

附　則　（平成２４年８月２４日　規程第２４－４０号）
この規程は、平成２４年９月１日から施行する。

附　則　（平成２４年１０月２９日　規程第２４－４７号）
この規程は、平成２４年１１月１日から施行する。

附　則　（平成２４年１１月１５日　規程第２４－５１号）
この規程は、平成２４年１２月１日から施行する。

附　則　（平成２４年１２月２６日　規程第２４－５５号）
この規程は、平成２５年１月１日から施行する。

附　則　（平成２５年２月１３日　規程第２５－４号）
この規程は、平成２５年３月１日から施行する。

附　則　（平成２５年２月１５日　規程第２５－６号）

１　この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

２　本規程による組織名、業務実施責任者名及び職制名（以下、「組織名等」という。）の変更に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定のうち、組織名等のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正するものとする。

附　則　（平成２５年３月１１日　規程第２５－９号）

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年５月２０日　規程第２５－３６号）

この規程は、平成２５年６月１日から施行する。

附　則（平成２５年１０月２８日　規程第２５－５１号）

この規程は、平成２５年１１月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月２４日　規程第２６－１３号）

１　この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

２　本規程による組織名、職制名及び事業所名（以下、「組織名等」という。）の変更に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定のうち、組織名等のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正するものとする。

附　則（平成２６年９月１７日　規程第２６－３７号）

１　この規程は、平成２６年１０月１日から施行する。

２　本規程による組織名、職制名及び事業所名（以下、「組織名等」という。）の変更に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定のうち、組織名等のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正するものとする。

附　則（平成２６年１２月１９日　規程第２６－５４号）

この規程は、平成２７年１月１日から施行する。

附　則（平成２７年１月５日　規程第２７－１号）

この規程は、平成２７年１月１５日から施行する。

附　則（平成２７年３月１２日　規程第２７－８号）

１　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

２　本規程による組織名、職制名及び事業所名（以下、「組織名等」という。）の変更または廃止に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定（以下、「規程等」という。）のうち、組織名等のみを変更する必要があるも

のについては本規程により改正し、規程等に定める目的等を終了したものについては本規程により廃止するものとする。

３　第 180 条の規定にかかわらず、この規程の施行時に衛星測位システム技術室、衛星利用推進センターまたは地球観測研究センターに置かれていたミッションマネージャについては、引き続き衛星利用運用センター、地球観測研究センターまたは衛星測位システム技術ユニットに置くことができる。

４　前項に定めるミッションマネージャは、その長を補佐し、その命を受け、担当衛星の管制運用及び軌道上評価並びにミッション機器の運用管理に係る業務を取りまとめるとともに、外部機関との調整を行う。

附　則（平成２７年３月３１日　規程第２７－２０号）

１　この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

２　本規程による組織名、職制名及び事業所名（以下、「組織名等」という。）の変更又は廃止に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、本部長決定、通達及び部長決定（以下、「規程等」という。）のうち、組織名等のみを変更する必要があるものについては本規程により改正し、規程等に定める目的等を終了したものについては本規程により廃止するものとする。

３　第 180 条の規定にかかわらず、この規程の施行時に衛星測位システム技術室、衛星利用推進センター又は地球観測研究センターに置かれていたミッションマネージャについては、引き続き衛星利用運用センター、地球観測研究センター又は衛星測位システム技術ユニットに置くことができる。

４　前項に定めるミッションマネージャは、その長を補佐し、その命を受け、担当衛星の管制運用及び軌道上評価並びにミッション機器の運用管理に係る業務を取りまとめるとともに、外部機関との調整を行う。

附　則（平成２７年５月２５日　規程第２７－４０号）

この規程は、平成２７年６月１日から施行する。

附　則（平成２７年５月２７日　規程第２７－４３号）

この規程は、平成２７年７月１日から施行する。

附　則（平成２７年　６月３０日　　規程第２７－４８号）

この規程は、平成２７年７月１日から施行する。

附　則（平成２７年　７月２８日　　規程第２７－５７号）

この規程は、平成２７年７月２８日から施行し、平成２７年７月２３日から適用する。

附　則（平成２７年　９月　４日　　規程第２７－６８号）

この規程は、平成２７年１０月１日から施行する。

附　則（平成２７年１０月２７日　規程第２７－８２号）

この規程は、平成２７年１１月１日から施行する。

附　則（平成２７年１１月３０日　規程第２７－８７号）

この規程は、平成２７年１２月１日から施行する。

附　則（平成２７年１２月２４日　規程第２７－９２号）

この規程は、平成２８年１月１日から施行する。

附　則（平成２８年　３月２２日　規程第２８－１６号）

１　この規程は、平成２８年４月１日から施行する。

２　本規程による組織名、業務の実施責任者名及び職制名（以下、「組織名等」という。）の変更、新設又は廃止（以下、「変更等」という。）に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、部門長決定、通達及び部長決定（以下、「規程等」という。）のうち、組織名等のみを変更等する必要があるものについては本規程により改正し、規程等に定める目的等を終了したものについては本規程により廃止するものとする。

附　則（平成２８年６月２３日　規程第２８－４１号）

この規程は、平成２８年７月１日から施行する。

附　則（平成２８年８月５日　規程第２８－５０号）

１　この規程は、平成２８年９月１日から施行する。

２　本規程による組織名の変更に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、部門長決定、通達及び部長決定のうち組織名のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正する。

附　則（平成２８年１０月１１日　規程第２８－７０号）

この規程は、平成２８年１０月１４日から施行する。

附　則（平成２８年１０月１９日　規程第２８－７１号）

この規程は、平成２８年１１月１日から施行する。

附　則（平成２９年２月２日　規程第２９－５号）

この規程は、平成２９年２月９日から施行する。

附　則（平成２９年３月２１日　規程第２９－７号）

１　この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

２　本規程による組織名の変更に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、部門長決定、通達及び部長決定のうち組織名のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正する。

附　則（平成２９年３月３１日　規程第２９－１４号）

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年６月２８日　　規程第２９－２９号）

１　この規程は、平成２９年７月１日から施行する。

２　本規程による組織名の変更に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、部門長決定、通達及び部長決定のうち組織名のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正する。

附　則（平成２９年８月３１日　規程第２９－３８号）

この規程は、平成２９年９月８日から施行する。

附　則（平成２９年９月２７日　規程第２９－４２号）

この規程は、平成２９年１０月１日から施行する。

附　則（平成２９年１０月３０日　規程第２９－４６号）

この規程は、平成２９年１１月１日から施行する。

附　則（平成２９年１１月１７日　規程第２９－５０号）

この規程は、平成２９年１２月１日から施行する。

附　則（平成２９年１２月１１日　規程第２９－５１号）

１　この規程は、平成３０年１月１日から施行する。

２　本規程による組織名の変更に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、部門長決定、通達及び部長決定のうち組織名のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正する。

附　則（平成３０年１月２５日　規程第３０－２号）

この規程は、平成３０年２月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月２６日　規程第３０－１０号）

１　この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

２　本規程による組織名及び職制名（以下「組織名等」という。）の変更に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、部門長決定、通達及び部長決定のうち組織名等のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正する。

附　則（平成３０年３月３０日　規程第３０－２２号）

この規程は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年５月７日　　規程第３０－３３号）

この規程は、平成３０年５月７日から施行する。ただし、第 15 条、第 122 条及び第 198 条の改正規定は、平成３０年５月３１日から施行する。

附　則（平成３０年５月２８日　規程第３０－３７号）
この規程は、平成３０年６月１日から施行する。

附　則（平成３０年６月２６日　規程第３０－４４号）
この規程は、平成３０年７月１日から施行する。

附　則（平成３０年７月１７日　規程第３０－６０号）
この規程は、平成３０年８月１日から施行する。

附　則（平成３０年８月１５日　規程第３０－７６号）
この規程は、平成３０年９月１日から施行する。

附　則（平成３０年９月１８日　規程第３０－７８号）
この規程は、平成３０年１０月１日から施行する。

附　則（平成３０年１１月１２日　規程第３０－８５号）
この規程は、平成３０年１１月１５日から施行する。

附　則（平成３０年１２月１８日　規程第３０－１００号）
この規程は、平成３１年１月１日から施行する。

附　則（平成３１年１月２５日　規程第３１－３号）
この規程は、平成３１年２月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月４日　規程第３１－８号）
１　この規程は、平成３１年４月１日から施行する。
２　本規程による組織名の変更に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、部門長決定、通達及び部長決定のうち組織名のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正する。

附　則（平成３１年３月１８日　規程第３１－１５号）
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年３月２９日　規程第３１－３１号）
この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年４月２５日　規程第３１－４１号）
この規程は、令和元年５月１日から施行する。

附　則（令和元年５月２８日　規程令和第１－２号）
この規程は、令和元年６月１日から施行する。

附　則（令和元年６月６日　規程令和第１－４号）

この規程は、令和元年６月６日から施行する。

附　則（令和元年９月１８日　規程令和第１－１５号）

１　この規程は、令和元年１０月１日から施行する。

２　本規程による組織名の変更に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、部門長決定、通達及び部長決定のうち組織名のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正する。

附　則（令和元年１１月２８日　規程令和第１－２６号）

この規程は、令和元年１２月１日から施行する。

附　則（令和元年１２月２４日　規程令和第１－２９号）

この規程は、令和２年１月１日から施行する。

附　則（令和２年１月２４日　規程令和第２－３号）

この規程は、令和２年２月１日から施行する。

附　則（令和２年２月１２日　規程令和第２－６号）

１　この規程は、令和２年４月１日から施行する。

２　本規程による組織名の変更に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、部門長決定、通達及び部長決定のうち組織名のみを変更する必要があるものについては、本規程により改正する。

附　則（令和２年３月３０日　規程令和第２－２６号）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和２年５月２８日　規程令和第２－３１号）

この規程は、令和２年６月１日から施行する。

附　則（令和２年６月２６日　規程令和第２－３３号）

この規程は、令和２年７月１日から施行する。

附　則（令和２年１２月２５日　規程令和第２－６６号）

この規程は、令和３年１月１日から施行する。

附　則（令和３年３月１７日　規程令和第３－１４号）

１　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

２　この規程による組織名の変更に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、部門長決定、通達及び部長決定のうち組織名のみを変更する必要があるものについては、この規程により改正する。

附　則（令和３年４月２３日　規程令和第３－２８号）
この規程は、令和３年５月１日から施行する。

附　則（令和３年５月２８日　規程令和第３－２９号）
この規程は、令和３年６月１日から施行する。

附　則（令和３年６月２４日　規程令和第３－３８号）
１　この規程は、令和３年７月１日から施行する。
２　この規程による組織名の変更に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、部門長決定、通達及び部長決定のうち組織名のみを変更する必要があるものについては、この規程により改正する。

附　則（令和３年９月１５日　規程令和第３－５７号）
この規程は、令和３年１０月１日から施行する。

附　則（令和３年１０月２９日　規程令和第３－６５号）
１　この規程は、令和３年１１月１日から施行する。
２　この規程による組織名の変更に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、部門長決定、通達及び部長決定のうち組織名のみを変更する必要があるものについては、この規程により改正する。

附　則（令和３年１２月２３日　規程令和第３－７５号）
この規程は、令和４年１月１日から施行する。

附　則（令和４年１月２７日　規程令和第４－２号）
この規程は、令和４年２月１日から施行する。

附　則（令和４年２月２４日　規程令和第４－１０号）
この規程は、令和４年３月１日から施行する。

附　則（令和４年３月２４日　規程令和第４－１５号）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附　則（令和４年５月３０日　規程令和第４－３７号）
１　この規程は、令和４年６月１日から施行する。
２　この規程による組織名の変更に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、部門長決定、通達及び部長決定のうち組織名のみを変更する必要があるものについては、この規程により改正する。

附　則（令和４年６月２４日　規程令和第４－４５号）
この規程は、令和４年７月１日から施行する。

附　則（令和４年７月２７日　規程令和第４－４９号）
この規程は、令和４年８月１日から施行する。

附　則（令和４年８月１日　規程令和第４－５０号）
この規程は、令和４年８月３日から施行し、令和４年６月１日から適用する。

附　則（令和４年８月１日　規程令和第４－５１号）
この規程は、令和４年８月３日から施行する。

附　則（令和４年９月２９日　規程令和第４－６６号）
この規程は、令和４年１０月１日から施行する。

附　則（令和４年１０月１７日　規程令和第４－７３号）
この規程は、令和４年１１月１日から施行する。

附　則（令和５年３月２７日　規程令和第５－９号）
この規程は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和５年４月１７日　規程令和第５－１５号）
この規程は、令和５年５月１日から施行する。

附　則（令和５年５月３０日　規程令和第５－２１号）
この規程は、令和５年６月１日から施行する。

附　則（令和５年６月２２日　規程令和第５－２３号）
この規程は、令和５年７月１日から施行する。

附　則（令和５年７月２０日　規程令和第５－２８号）
この規程は、令和５年８月１日から施行する。

附　則（令和５年８月２３日　規程令和第５－３９号）
この規程は、令和５年９月１日から施行する。

附　則（令和５年９月２２日　規程令和第５－４０号）
この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

附　則（令和５年１０月２６日　規程令和第５－４６号）
この規程は、令和５年１１月１日から施行する。

附　則（令和５年１１月２１日　規程令和第５－５３号）
この規程は、令和５年１２月１日から施行する。

附　則（令和５年１２月１３日　規程令和第５－５４号）
この規程は、令和６年１月１日から施行する。

附　則（令和６年１月３０日　規程令和第６－２号）
この規程は、令和６年２月１日から施行する。

附　則（令和６年２月２６日　規程令和第６－４号）
この規程は、令和６年３月１日から施行する。

附　則（令和６年３月１８日　規程令和第６－１５号）
この規程は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和６年５月３０日　規程令和第６－２４号）
この規程は、令和６年６月１日から施行する。

附　則（令和６年６月１７日　規程令和第６－２６号）
この規程は、令和６年６月１７日から施行する。

附　則（令和６年６月２５日　規程令和第６－３４号）
この規程は、令和６年７月１日から施行する。

附　則（令和６年７月１２日　規程令和第６－４５号）
この規程は、令和６年８月１日から施行する。

附　則（令和６年８月２７日　規程令和第６－５２号）
この規程は、令和６年９月１日から施行する。

附　則（令和６年９月１２日　規程令和第６－５６号）
この規程は、令和６年１０月１日から施行する。

附　則（令和６年１０月１５日　規程令和第６－６９号）
１　この規程は、令和６年１１月１日から施行する。
２　この規程による組織名の変更に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、部門長決定、通達及び部長決定のうち組織名のみを変更する必要があるものについては、この規程により改正する。

附　則（令和６年１２月２３日　規程令和第６－７５号）
この規程は、令和７年１月１日から施行する。

附　則（令和７年２月２５日　規程令和第７－２号）
この規程は、令和７年３月１日から施行する。

附　則（令和７年３月２８日　規程令和第７－２１号）
この規程は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年４月２５日　規程令和第７－２５号）
この規程は、令和７年５月１日から施行する。

附　則（令和７年５月１６日　規程令和第７－２９号）
この規程は、令和７年６月１日から施行する。

附　則（令和７年７月４日　規程令和第７－３８号）
この規程は、令和７年８月１日から施行する。

附　則（令和７年８月２５日　規程令和第７－４６号）
この規程は、令和７年９月１日から施行する。

附　則（令和７年１０月３１日　規程令和第７－５７号）
この規程は、令和７年１１月１日から施行する。

附　則（令和８年１月３０日　規程令和第８－９号）
この規程は、令和８年２月１日から施行する。

附　則（令和８年３月２４日　規程令和第８－１７号）
この規程は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年８月２７日　規程令和第８－３７号）
この規程は、令和８年９月１日から施行する。

附　則（令和８年１０月３０日　規程令和第８－５１号）
１　この規程は、令和８年１１月１日から施行する。
２　この規程による組織名の変更に伴い、制文規程第３条から第７条までに定める他の規程、理事長決定、部門長決定、通達及び部長決定のうち組織名のみを変更する必要があるものについては、この規程により改正する。